

横須賀市報

号外第7号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

規 則

◇許認可等の標準処理期間に関する規則中一部改正	1
◇事務分掌規則中一部改正	12
◇副市長事務分担規則中一部改正	19
◇横須賀市情報セキュリティ規則中一部改正	〃
◇公印規則中一部改正	〃
◇職員の希望降任に関する規則中一部改正	22
◇復職手続き及び職場適応訓練に関する規則中一部改正	〃
◇横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則中一部改正	〃
◇結核性疾患により休業を要する職員の休職手続に関する規則中一部改正	〃
◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則中一部改正	23
◇職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則中一部改正	〃
◇横須賀市職員の退職管理に関する規則中一部改正	〃
◇安全衛生委員会規則中一部改正	24
◇職員の管理職手当に関する規則中一部改正	〃
◇予算決算及び会計規則中一部改正	〃
◇金銭登録機収納規則中一部改正	26
◇契約規則中一部改正	〃
◇契約履行規則中一部改正	27
◇工事等検査規則中一部改正	〃
◇横須賀市病院事業財務規則中一部改正	〃
◇公有財産規則中一部改正	〃
◇庁舎管理規則中一部改正	〃
◇文化会館条例施行規則中一部改正	28
◇美術館条例施行規則	〃
◇コミュニティセンター条例施行規則中一部改正	32
◇物品会計規則中一部改正	〃
◇児童福祉法施行取扱規則中一部改正	33
◇教育・保育施設等の利用者負担額に関する規則中一部改正	〃
◇療育給付等に関する規則中一部改正	〃
◇横須賀市介護保険条例等施行取扱規則中一部改正	〃
◇スポーツ推進委員規則中一部改正	〃
◇保健センター条例施行規則	34
◇感染症入院患者の費用負担に関する規則中一部改正	〃
◇横須賀市環境マネジメントシステム規則中一部改正	〃
◇自転車等の放置防止に関する条例施行規則中一部改正	〃
◇港湾緑地条例施行規則中一部改正	35
◇市営住宅条例施行規則中一部改正	〃
◇横須賀市空き家等の適正管理に関する条例施行規則中一部改正	〃
◇横須賀市景観条例施行規則中一部改正	〃
◇横須賀市屋外広告物条例施行規則中一部改正	〃
◇火災予防条例施行規則中一部改正	36
◇消防法等施行取扱規則中一部改正	〃
◇消防団条例施行規則中一部改正	37
◇横須賀市給食条例施行規則中一部改正	〃

許認可等の標準処理期間に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上地 克明

許認可等の標準処理期間に関する規則の一部を改正する規則

許認可等の標準処理期間に関する規則（平成13年横須賀市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表の」を「別表第1から別表第13までに掲げる」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条第1項関係）

共通事項

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）関係

(1) 地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産目的外使用許可 21日

2 財産条例（昭和39年横須賀市条例第27号）関係

(1) 財産条例第10条第3項の規定に基づく行政財産目的外使用に係る使用料減免 21日

別表第1の次に次の12表を加える。

別表第2（第2条第1項関係）

経営企画部

1 まちづくり政策課

(1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定に基づく個人が施行する土地区画整理事業の施行の認可 36日

(2) 同法第10条第1項の規定に基づく個人が施行する土地区画整理事業の施行の認可を受けた事業計画等の変更に係る認可 36日

(3) 同法第11条第4項の規定に基づく土地区画整理事業の施行者が数人となった場合における規約の認可 17日

(4) 同法第13条第1項の規定に基づく土地区画整理事業の廃止又は終了の認可 17日

(5) 同法第14条第1項の規定に基づく土地区画整理組合の設立の認可 68日

(6) 同法第39条第1項の規定に基づく土地区画整理組合の設立の認可を受けた事業計画等の変更の認可 68日

(7) 同法第45条第2項の規定に基づく土地区画整理組合の解散の認可 36日

(8) 同法第49条の規定に基づく土地区画整理組合の清算人が作成した決算報告書の承認 12日

(9) 同法第72条第1項の規定に基づく測量又は調査のための土地の立入りの認可 7日

(10) 同法第76条第1項の規定に基づく建築行為等の許可 7日

(11) 同法第77条第7項の規定に基づく建築物等の移転又は除却の認可 7日

(12) 同法第77条第8項の規定に基づく移転・除去の際の建築物等の使用許可 7日

(13) 同法第86条第1項の規定に基づく個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業の換地計画の認可 54日

(14) 同法第97条第1項の規定に基づく個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業の換地計画の認可を受けた換地計画の変更に係る認可 68日

別表第3（第2条第1項関係）

総務部

1 総務課

規 則

横須賀市規則第2号

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第91条第2項の規定に基づく条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付 7日
- (2) 同令第121条の規定に基づく主要公務員の解職請求代表者証明書の交付 7日
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第3条第1項の規定に基づく教育委員会の委員の解職請求代表者証明書の交付 7日
- (4) 庁舎管理規則(平成20年横須賀市規則第32号)第9条第1項の規定に基づく庁舎内における行為の許可 5日

文化スポーツ観光部

1 美術館運営課

- (1) 美術館条例(平成18年横須賀市条例第35号)第5条第6項の規定に基づく観覧料及び使用料の減免の承認 15日
- (2) 同条例第6条第1項の規定に基づく特別利用の許可 15日
- (3) 同条例第7条第3項の規定に基づく特別利用料の減免の承認 15日

別表第5(第2条第1項関係)

民生局福祉こども部

1 福祉総務課

- (1) 総合福祉会館条例(平成5年横須賀市条例第15号)第6条第1項の規定に基づく総合福祉会館の使用許可 即日
- (2) 同条例第7条第3項の規定に基づく総合福祉会館使用料の減免の承認 即日
- (3) 同条例第8条の規定に基づく総合福祉会館使用料の選付の承認 即日
- (4) 同条例第10条の規定に基づく総合福祉会館の特別設備その他の附帯行為の承認 即日
- (5) 同条例第11条の規定に基づく総合福祉会館使用事項の変更許可 即日
- (6) 同条例第11条の規定に基づく総合福祉会館使用の取消しの許可 即日

2 指導監査課

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 14日
- (2) 同法第21条の5の16第1項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の更新 14日
- (3) 同法第24条の2第1項の規定に基づく指定障害児入所施設の指定 14日
- (4) 同法第24条の10第1項の規定に基づく指定障害児入所施設の指定の更新 14日
- (5) 同法第24条の26第1項第1号の規定に基づく指定障害児相談支援事業者の指定 14日
- (6) 同法第24条の29第1項の規定に基づく指定障害児相談支援事業者の指定の更新 14日
- (7) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第31条第1項の規定に基づく社会福祉法人の設立認可 90日
- (8) 同法第43条第1項の規定に基づく社会福祉法人の定款の変更の認可 30日
- (9) 同法第46条第2項の規定に基づく社会福祉法人の解散の認可 30日
- (10) 同法第49条第2項の規定に基づく社会福祉法人の合併の認可 90日
- (11) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第4項の規定に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置の認可 90日
- (12) 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 14日
- (13) 同法第46条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 14日
- (14) 同法第48条第1項第1号の規定に基づく指定介護老人

- 福祉施設の指定 14日
 - (15) 同法第53条第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 14日
 - (16) 同法第70条の2第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新 14日
 - (17) 同法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定 45日
 - (18) 同法第78条の12の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新 30日
 - (19) 同法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新 14日
 - (20) 同法第86条の2第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の更新 14日
 - (21) 同法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可 14日
 - (22) 同法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更の許可 14日
 - (23) 同法第94条の2第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新 14日
 - (24) 同法第95条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の管理医師の承認 14日
 - (25) 同法第95条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の医師以外の管理者の承認 14日
 - (26) 同法第115条の11の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新 14日
 - (27) 同法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 45日
 - (28) 同法第115条の21の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新 30日
 - (29) 同法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定 45日
 - (30) 同法第115条の31の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新 30日
 - (31) 同法第115条の45の3第1項の規定に基づく第1号事業の指定事業者の指定 14日
 - (32) 同法第115条の45の6第1項の規定に基づく第1号事業の指定事業者の指定の更新 14日
 - (33) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第107条の2第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新 14日
 - (34) 同法第108条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の変更(療養病床等の入所定員の増加に係るものに限る。) 14日
 - (35) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 14日
 - (36) 同法第29条第1項の規定に基づく指定障害者支援施設の指定 14日
 - (37) 同法第41条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の更新 14日
 - (38) 同法第41条第1項の規定に基づく指定障害者支援施設の指定の更新 14日
 - (39) 同法第51条の14第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定 14日
 - (40) 同法第51条の17第1項第1号の規定に基づく指定特定相談支援事業者の指定 14日
 - (41) 同法第51条の21第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定の更新 14日
 - (42) 同法第51条の21第1項の規定に基づく指定特定相談支援事業者の指定の更新 14日
- 3 障害福祉課
- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付 30日
 - (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法

<p>律第134号)第19条の規定に基づく障害児福祉手当の支給資格認定 30日</p> <p>(3) 同法第26条の5の規定に基づく特別障害者手当の支給資格認定 30日</p> <p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項の規定に基づく介護給付費等の支給決定 30日</p> <p>(5) 同法第21条第1項の規定に基づく障害支援区分の認定 30日</p> <p>(6) 同法第24条第2項の規定に基づく介護給付費等の支給決定の変更決定 30日</p> <p>(7) 同法第52条第1項の規定に基づく自立支援医療費(更生医療に限る。)の支給認定 30日</p> <p>(8) 同法第76条第1項の規定に基づく補装具費の支給 30日</p> <p>(9) 重度障害者等福祉手当条例(昭和44年横須賀市条例第9号)第4条の規定に基づく重度障害者等福祉手当の支給資格認定 30日</p> <p>(10) 医療費助成条例施行規則(昭和47年横須賀市規則第24号)第2条の規定に基づく医療費受給者証の交付決定 10日</p> <p>4 生活支援課</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づく医療機関の指定 30日</p> <p>(2) 同法第54条の2第1項の規定に基づく介護機関の指定 30日</p> <p>5 生活福祉課</p> <p>(1) 生活保護法第41条第3項の規定に基づく保護施設の設置認可 90日</p> <p>(2) 同法第41条第5項の規定に基づく保護施設の認可事項の変更の認可 90日</p> <p>(3) 同法第42条の規定に基づく保護施設の休止認可又は廃止認可 90日</p> <p>6 介護保険課</p> <p>(1) 介護保険法第9条の規定に基づく被保険者資格の付与 2日</p> <p>(2) 同法第12条の規定に基づく被保険者証の交付 即日</p> <p>(3) 同法第41条第1項の規定に基づく居宅介護サービス費の支給 90日</p> <p>(4) 同法第42条第1項の規定に基づく特例居宅介護サービス費の支給 90日</p> <p>(5) 同法第42条の2第1項の規定に基づく地域密着型介護サービス費の支給 90日</p> <p>(6) 同法第42条の3第1項の規定に基づく特例地域密着型介護サービス費の支給 90日</p> <p>(7) 同法第44条第1項の規定に基づく居宅介護福祉用具購入費の支給 90日</p> <p>(8) 同法第45条第1項の規定に基づく居宅介護住宅改修費の支給 90日</p> <p>(9) 同法第46条第1項の規定に基づく居宅介護サービス計画費の支給 90日</p> <p>(10) 同法第47条第1項の規定に基づく特例居宅介護サービス計画費の支給 90日</p> <p>(11) 同法第48条第1項の規定に基づく施設介護サービス費の支給 90日</p> <p>(12) 同法第49条第1項の規定に基づく特例施設介護サービス費の支給 90日</p> <p>(13) 同法第51条第1項の規定に基づく高額介護サービス費の支給 90日</p> <p>(14) 同法第51条の2第1項の規定に基づく高額医療合算介護サービス費の支給 90日</p> <p>(15) 同法第51条の3第1項の規定に基づく特定入所者介護サービス費の支給 90日</p> <p>(16) 同法第51条の3第1項の規定に基づく特定入所者介護サービス費に係る負担限度額の認定 30日</p> <p>(17) 同法第51条の3第1項の規定に基づく要介護旧措置入</p>	<p>所者に対する特定入所者介護サービス費に係る負担限度額の認定 30日</p> <p>(18) 同法第51条の3第1項の規定に基づく特定入所者介護サービス費の差額の支給 90日</p> <p>(19) 同法第51条の4の規定に基づく特例特定入所者介護サービス費の支給 90日</p> <p>(20) 同法第53条第1項の規定に基づく介護予防サービス費の支給 90日</p> <p>(21) 同法第54条第1項の規定に基づく特例介護予防サービス費の支給 90日</p> <p>(22) 同法第54条の2第1項の規定に基づく地域密着型介護予防サービス費の支給 90日</p> <p>(23) 同法第54条の3第1項の規定に基づく特例地域密着型介護予防サービス費の支給 90日</p> <p>(24) 同法第56条第1項の規定に基づく介護予防福祉用具購入費の支給 90日</p> <p>(25) 同法第57条第1項の規定に基づく介護予防住宅改修費の支給 90日</p> <p>(26) 同法第58条第1項の規定に基づく介護予防サービス計画費の支給 90日</p> <p>(27) 同法第59条第1項の規定に基づく特例介護予防サービス計画費の支給 90日</p> <p>(28) 同法第61条第1項の規定に基づく高額介護予防サービス費の支給 90日</p> <p>(29) 同法第61条の3第1項の規定に基づく特定入所者介護予防サービス費の支給 90日</p> <p>(30) 同法第61条の3第1項の規定に基づく特定入所者介護予防サービス費に係る負担限度額の認定 30日</p> <p>(31) 同法第61条の3第1項の規定に基づく特定入所者介護予防サービス費の差額の支給 90日</p> <p>(32) 同法第61条の4第1項の規定に基づく特例特定入所者介護予防サービス費の支給 90日</p> <p>(33) 介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第13条第3項の規定に基づく旧措置入所者の負担割合の変更 30日</p> <p>(34) 横須賀市介護保険条例(平成12年横須賀市条例第16号)第8条の規定に基づく特別給付 20日</p> <p>(35) 同条例第9条の規定に基づく給付の額の特例 3日</p> <p>(36) 同条例第9条の3の規定に基づく特別給付サービス事業者の指定 90日</p> <p>(37) 同条例第19条の規定に基づく保険料の減免 3日</p> <p>(38) 同条例第22条の規定に基づく基準該当居宅サービス事業者の登録 30日</p> <p>(39) 同条例第24条の規定に基づく基準該当居宅介護支援事業者の登録 90日</p> <p>(40) 同条例第26条の規定に基づく基準該当介護予防サービス事業者の登録 30日</p> <p>7 子育て支援課</p> <p>(1) 児童福祉法第35条第4項の規定に基づく児童福祉施設の設置の許可 90日</p> <p>(2) 同法第35条第12項の規定に基づく児童福祉施設の廃止又は休止の承認 90日</p> <p>(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項の規定に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定 90日</p> <p>(4) 同法第3条第3項の規定に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(連携施設に限る。)の認定 90日</p> <p>(5) 同法第17条第1項の規定に基づく幼保連携型認定こども園の設置の認可 90日</p> <p>(6) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第31条第1項の規定に基づく特定教育・保育施設の確認 30日</p> <p>(7) 同法第32条第1項の規定に基づく特定教育・保育施設の確認の変更 30日</p> <p>(8) 同法第43条第1項の規定に基づく特定地域型保育事業</p>
---	---

- 者の確認 30日
- (9) 同法第44条第1項の規定に基づく特定地域型保育事業者の確認の変更 30日
- (10) 青少年の家条例(昭和43年横須賀市条例第13号)第11条第1項の規定に基づく青少年の家(田浦青少年自然の家を除く。)の団体使用許可 即日
- (11) 同条例第13条第4項の規定に基づく青少年の家の使用料の減免の承認 即日
- (12) 同条例第14条の規定に基づく青少年の家の使用料の還付の承認 即日
- (13) 同条例第16条の規定に基づく青少年の家(田浦青少年自然の家を除く。)の特別設備等の承認 即日
- (14) 同条例第17条の規定に基づく青少年の家(田浦青少年自然の家を除く。)の使用許可事項の変更許可 即日
- (15) 同条例第17条の規定に基づく青少年の家(田浦青少年自然の家を除く。)の使用の取消許可 即日
- (16) 横須賀市放課後児童クラブ設置条例(平成30年横須賀市条例第82号)第7条の規定に基づく公設放課後児童クラブの使用許可 15日
- (17) 同条例第9条第1項の規定に基づく公設放課後児童クラブの使用料の減免の承認 15日
- 別表第6(第2条第1項関係)

民生局地域支援部

1 市民生活課

- (1) 市民活動サポートセンター条例(平成11年横須賀市条例第38号)第10条第1項の規定に基づく市民活動サポートセンターの分館の使用許可 即日
- (2) 同条例第12条の規定に基づく市民活動サポートセンターの設備使用料の還付の承認 5日
- (3) 同条例第14条の規定に基づく市民活動サポートセンターの分館の使用事項の変更等許可 即日

2 地域コミュニティ支援課

- (1) 地方自治法第260条の2第5項の規定に基づく地縁による団体の認可 45日
- (2) 同法第260条の3第2項の規定に基づく地縁による団体の規約の変更の認可 35日
- (3) コミュニティセンター条例(平成19年横須賀市条例第58号)第11条第1項の規定に基づくコミュニティセンターの使用許可 即日
- (4) 同条例第15条の規定に基づくコミュニティセンター特別設備その他の附帯行為の承認 即日
- (5) 同条例第16条の規定に基づくコミュニティセンターの使用事項の変更許可 即日
- (6) 同条例第16条の規定に基づくコミュニティセンターの使用の取消し許可 即日

3 窓口サービス課

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条第1項の規定に基づく火葬、埋葬及び改葬の許可 即日
- (2) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項の規定に基づく自動車臨時運行の許可 即日

別表第7(第2条第1項関係)

民生局健康部

1 健康給務課

- (1) 火葬場条例(昭和39年横須賀市条例第31号)第4条の規定に基づく火葬場又は遺体保管庫の使用許可 即日
- (2) 同条例第5条第2項の規定に基づく火葬場使用料の減免の承認 即日
- (3) 墓地条例(昭和55年横須賀市条例第14号)第4条第1項の規定に基づく墓地の使用許可 即日
- (4) 健康増進センター条例(平成12年横須賀市条例第65号)第10条第1項の規定に基づく健康増進センター(駐車場に限る。)の利用許可 即日

2 健康管理支援課

- (1) 保健センター条例(平成17年横須賀市条例第32号)第8条第3項の規定に基づく市民健診費用等の減免 10日

3 健康保険課

- (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第42条の規定に基づく国民健康保険基準収入額適用の認定 20日
- (2) 同法第44条第1項の規定に基づく国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予 7日
- (3) 同法第52条の規定に基づく入院時食事療養費標準負担額減額の認定 3日
- (4) 同法第54条の規定に基づく療養費の支給 40日
- (5) 同法第54条の3の規定に基づく特別療養費の支給承認 80日
- (6) 同法第54条の4の規定に基づく移送費の支給 80日
- (7) 同法第57条の2の規定に基づく高額療養費の支給 40日
- (8) 同法第57条の3第1項の規定に基づく高額介護合算療養費の支給 60日
- (9) 国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の2第5項の規定に基づく特定疾病の認定 3日
- (10) 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第26条の5の規定に基づく標準負担額減額に係る差額の支給 60日
- (11) 同令第27条の14の4の規定に基づく国民健康保険限度額適用・標準負担額減額の認定 7日
- (12) 横須賀市国民健康保険条例(昭和34年横須賀市条例第22号)第7条の規定に基づく出産育児一時金の支給承認 20日
- (13) 同条例第8条の規定に基づく葬祭費の支給承認 20日
- (14) 同条例第21条第1項の規定に基づく国民健康保険料の徴収猶予の承認 15日
- (15) 同条例第22条第1項の規定に基づく国民健康保険料の減免の承認 15日

4 保健所企画課

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第4条第1項の規定に基づく地域医療支援の病院の承認 90日
- (2) 同法第7条第1項の規定に基づく病院、診療所又は助産所の開設許可 12日
- (3) 同法第7条第2項の規定に基づく病院、診療所又は助産所の変更許可 7日
- (4) 同法第7条第3項の規定に基づく診療所の療養型病床群設置許可 9日
- (5) 同法第12条第1項の規定に基づく病院、診療所又は助産所の開設者管理免除許可 7日
- (6) 同法第12条第2項の規定に基づく病院、診療所又は助産所の2か所管理許可 7日
- (7) 同法第16条の規定に基づく病院の医師宿直免除許可 7日
- (8) 同法第18条の規定に基づく病院等の専属薬剤師設置免除許可 7日
- (9) 同法第27条の規定に基づく病院、診療所又は助産所の使用許可 10日
- (10) 同法第42条の2第1項の規定に基づく社会医療法人の認定 90日
- (11) 同法第44条第1項の規定に基づく医療法人設立の認可 90日
- (12) 同法第46条の5第1項の規定に基づく医療法人の理事数の特例の認可 21日
- (13) 同法第46条の5第6項の規定に基づく医療法人の管理者たる理事の例外的認可 21日
- (14) 同法第46条の6第1項の規定に基づく医師又は歯科医師以外の理事長選出の認可 21日
- (15) 同法第54条の9第3項の規定に基づく医療法人の定款又は寄附行為変更の認可 21日
- (16) 同法第55条第6項の規定に基づく医療法人の解散の認可 90日
- (17) 同法第56条第2項の規定に基づく医療法人の解散の際の残余財産処分認可 30日
- (18) 同法第56条第3項の規定に基づく医療法人解散の際の

残余財産処分の認可 30日	指定(りん化アルミニウム) 9日
(19) 同法第58条の2第4項の規定に基づく医療法人の合併の認可 20日	(50) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)第5条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業許可証の書換え交付 7日
(20) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第3条の2第1項の規定に基づく特定毒物研究者の許可 10日	(51) 同令第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業許可証の書換え交付 7日
(21) 同法第4条第1項の規定に基づく毒物劇物販売業の登録 10日	(52) 同令第45条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可証の書換え交付 7日
(22) 同法第4条第3項の規定に基づく毒物劇物販売業の登録更新 9日	(53) 臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)第18条第1項の規定に基づく衛生検査所の登録証明書書の書換え交付 7日
(23) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録 13日	(54) 毒物及び劇物取締条例(平成12年横須賀市条例第36号)第5条の規定に基づく特定毒物使用者指定証書換え交付 7日
(24) 同法第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の検査業務の登録の変更 11日	5 保健所保健予防課
(25) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく薬局の開設許可 10日	(1) 児童福祉法第20条第1項の規定に基づく療育給付の決定 14日
(26) 同法第4条第4項の規定に基づく薬局の開設許可の更新 9日	(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条第2項の規定に基づく入院医療費の負担の承認 14日
(27) 同法第7条第4項の規定に基づく薬局管理者兼務許可 9日	(3) 同法第37条の2第1項の規定に基づく適正医療の公費負担の承認 14日
(28) 同法第12条第1項の規定に基づく薬局医薬品製造業の許可 10日	(4) 同法第42条第1項の規定に基づく緊急時の療養費の免除 14日
(29) 同法第12条第4項の規定に基づく薬局医薬品製造業の許可の更新 9日	6 保健所生活衛生課
(30) 同法第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可 10日	(1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定に基づく飲食店営業等の営業許可 14日
(31) 同法第13条第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新 9日	(2) 理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の2の規定に基づく理容所の使用前の検査確認 10日
(32) 同法第14条第1項の規定に基づく薬局医薬品製造の承認 9日	(3) 温泉法(昭和23年法律第125号)第15条第1項の規定に基づく温泉利用の許可 10日
(33) 同法第14条第15項の規定に基づく薬局医薬品製造の変更承認 9日	(4) 同法第16条第1項の規定に基づく温泉利用の許可を受けた者の地位の継承の承認(法人) 7日
(34) 同法第24条第1項の規定に基づく医薬品販売業の許可 9日	(5) 同法第17条第1項の規定に基づく温泉利用の許可を受けた者の地位の継承の承認(相続) 7日
(35) 同法第24条第2項の規定に基づく医薬品販売業の許可の更新 9日	(6) 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の規定に基づく興行場営業の許可 10日
(36) 同法第26条第1項の規定に基づく店舗販売業の許可 10日	(7) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定に基づく旅館業営業の許可 25日
(37) 同法第28条第4項の規定に基づく店舗販売業管理者兼務許可 9日	(8) 同法第3条の2第1項の規定に基づく旅館業者の地位の承継の承認(法人) 25日
(38) 同法第34条第1項の規定に基づく卸売販売業の許可 10日	(9) 同法第3条の3第1項の規定に基づく旅館業者の地位の承継の承認(相続) 25日
(39) 同法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可 10日	(10) 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定に基づく公衆浴場の営業の許可 10日
(40) 同法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可の更新 9日	(11) 同法第4条の規定に基づく患者に対する入浴の許可 10日
(41) 同法第39条の2第2項の規定に基づく高度管理医療機器等営業所管理者兼務許可 9日	(12) 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第3条第1項の規定に基づく化製場等の許可 13日
(42) 同法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可 10日	(13) 同法第8条の規定に基づく化製場類似施設又は貯蔵施設の許可 13日
(43) 同法第40条の5第6項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新 9日	(14) 同法第9条第1項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可 10日
(44) 同法第40条の6第2項の規定に基づく再生医療等製品営業所管理者兼務許可 9日	(15) 墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定に基づく墓地、納骨堂又は火葬場経営許可 45日
(45) 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第35条第1項の規定に基づく毒物劇物登録票の書換え交付 7日	(16) 同法第10条第2項の規定に基づく墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更許可 40日
(46) 同令第11条第1号の規定に基づく特定毒物使用者の指定(モノフルオール酢酸の塩類) 9日	(17) 同法第10条第2項の規定に基づく墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の廃止許可 10日
(47) 同令第16条第1号の規定に基づく特定毒物使用者の指定(ジメチルエチルメチルカプトエチルチオホヌフェイト) 9日	(18) クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第5条の2の規定に基づくクリーニング所の使用前の検査確認 10日
(48) 同令第22条第1号の規定に基づく特定毒物使用者の指定(モノフルオール酢酸アミド) 9日	(19) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録及び鑑札の交付 即日
(49) 同令第28条第1号ロの規定に基づく特定毒物使用者の	

- 20) 同法第5条第2項の規定に基づく犬の予防注射済票の交付 即日
- 21) と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の規定に基づくと畜場の設置許可 17日
- 22) 美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の規定に基づく美容所の使用前の検査確認 10日
- 23) 水道法(昭和32年法律第177号)第32条の規定に基づく専用水道の布設工事着手前の確認 20日
- 24) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第10条第1項の規定に基づく第1種動物取扱業の登録 12日
- 25) 同法第13条第1項の規定に基づく第1種動物取扱業の登録の更新 12日
- 26) 同法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可 12日
- 27) 同法第28条第1項の規定に基づく特定動物の変更の許可 12日
- 28) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可 17日
- 29) 同法第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可 17日
- 30) 同法第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定 17日
- 31) 同法第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定 17日
- 32) 神奈川県海水浴場等に関する条例(昭和34年神奈川県条例第4号)第9条第1項の規定に基づく海水浴場等の設置許可 10日
- 33) 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例(昭和34年神奈川県条例第26号)第8条の規定に基づくふぐ営業の認証 14日
- 34) 魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例(令和2年神奈川県条例第42号)附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例(昭和41年神奈川県条例第42号。次号において「旧条例」という。)第3条第1項の規定に基づく魚介類加工業(魚介類を食品に加工するものに限る。)の許可 24日
- 35) 同条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧条例第7条第2項の規定に基づく魚介類加工業の取扱品目等の変更の承認 8日
- 36) 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和54年神奈川県条例第35号)第15条第1項の規定に基づく動物の譲渡 5日
- 37) 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(昭和54年神奈川県規則第85号)第21条の規定に基づく収容した動物の返還 即日
- 38) 小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成8年横須賀市条例第24号)第5条の規定に基づく小規模水道の布設工事着手前の確認 20日
- 39) 理容業条例(平成12年横須賀市条例第30号)第4条第4号の規定に基づく理容師の出張業務承認 16日
- 40) 美容業条例(平成12年横須賀市条例第31号)第4条第4号の規定に基づく美容師の出張業務承認 16日
- 41) 墓地等の経営の許可等に関する条例(平成27年横須賀市条例第24号)第22条第1項の規定に基づく墓地工事の完了検査 12日

別表第8(第2条第1項関係)

民生局こども家庭支援センター

1 こども給付課

- (1) 児童福祉法第19条の3第3項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定 45日
- (2) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第6条の規定に基づく児童扶養手当の受給資格及び額の認定 30日

- (3) 同法第8条第1項の規定に基づく児童扶養手当の額の改定 30日
- (4) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条第1項の規定に基づく入院を要する未熟児に対する養育医療の給付 7日
- (5) 同法第20条第5項の規定に基づく養育医療指定医療機関の指定 30日
- (6) 児童手当法(昭和46年法律第73号)第7条第1項の規定に基づく児童手当の受給資格認定 30日
- (7) 同法第9条第1項の規定に基づく児童手当の額の改定 30日
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項の規定に基づく自立支援医療費(育成医療に限る。)の支給認定 30日
- (9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第27条第1項の規定に基づく母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給 10日
- (10) 同令第28条第1項の規定に基づく母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給 10日
- (11) 医療費助成条例施行規則第2条第2項の規定に基づく小児医療費助成受給者証の交付決定 15日
- (12) 同規則第2条第2項の規定に基づくひとり親家庭等医療費助成受給者証の交付決定 30日

2 児童相談課

- (1) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の42第1項の規定に基づく里親の登録 90日
- (2) 福祉施設入所者費用徴収条例(平成12年横須賀市条例第11号)第6条の規定に基づく児童福祉施設入所等の費用の減免の承認 10日

別表第9(第2条第1項関係)

環境部

1 環境保全課

- (1) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条第1項の規定に基づく土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認 8日
- (2) 同法第12条第1項第1号の規定に基づく土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針の基準適合の確認 30日
- (3) 同法第14条第1項の規定に基づく要措置区域等の指定 30日
- (4) 同法第16条第1項の規定に基づく搬出しようとする土壌の基準適合認定 15日
- (5) 同法第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可 120日
- (6) 同法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の更新許可 120日
- (7) 同法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の変更許可 120日
- (8) 同法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受けの承認 120日
- (9) 同法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の合併及び分割の承認 120日
- (10) 同法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認 120日
- (11) 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第43条第1号ロの規定に基づく帯水層が地表から一定の深さまででない旨の確認 15日
- (12) 同令第43条第3号の規定に基づく実施措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認 15日
- (13) 同令第43条第4号の規定に基づく地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認 15日
- (14) 汚染土壌処理業に関する省令(平成21年環境省令第10号)第5条第20号の規定に基づく地下水の水質が地下水基準に1年間継続して適合している旨の確認 10日
- (15) 同令第5条第21号ロの規定に基づく1年間継続して同

<p>号イの規定に従って大気有害物質を排出している旨の確認 10日</p> <p>(16) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）第3条第1項の規定に基づく指定事業所設置の許可 25日</p> <p>(17) 同条例第8条第1項の規定に基づく指定事業所変更の許可 25日</p> <p>(18) 同条例第18条第1項の規定に基づく環境管理事業所の認定 15日</p> <p>(19) 同条例第18条の2第1項の規定に基づく優良環境管理事業所の認定 15日</p> <p>(20) 適正な土地利用の調整に関する条例（平成17年横須賀市条例第50号）第46条第1項の規定に基づく土地利用行為（特定用途建築物等の建築に限る。）の承認 15日</p> <p>(21) 同条例第46条第1項の規定に基づく土地利用行為（資材置場の設置に限る。）の承認 7日</p> <p>2 廃棄物対策課</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可 60日</p> <p>(2) 同法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の更新 60日</p> <p>(3) 同法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可 60日</p> <p>(4) 同法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新 60日</p> <p>(5) 同法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の変更の許可 60日</p> <p>(6) 同法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可 60日</p> <p>(7) 同法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設（告示及び縦覧を要するものに限る。）の設置許可 150日</p> <p>(8) 同法第8条の2第5項の規定に基づく一般廃棄物処理施設使用前検査 30日</p> <p>(9) 同法第8条の2の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設定期検査 30日</p> <p>(10) 同法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の構造又は規模の変更の許可 60日</p> <p>(11) 同法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設（告示及び縦覧を要するものに限る。）の構造又は規模の変更の許可 150日</p> <p>(12) 同法第9条第2項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の構造又は規模の変更の使用前検査 30日</p> <p>(13) 同法第9条第5項の規定に基づく一般廃棄物最終処理場の廃止の確認 90日</p> <p>(14) 同法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収機能を有する一般廃棄物処理施設の認定 60日</p> <p>(15) 同法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の更新 60日</p> <p>(16) 同法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可 70日</p> <p>(17) 同法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設設置者の合併及び分割の認可 70日</p> <p>(18) 同法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物処理の特例認定 60日</p> <p>(19) 同法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物処理の特例認定事項の変更認定 60日</p> <p>(20) 同法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可 70日</p> <p>(21) 同法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新 70日</p> <p>(22) 同法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可 70日</p> <p>(23) 同法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新 70日</p>	<p>(24) 同法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の変更の許可 70日</p> <p>(25) 同法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可 70日</p> <p>(26) 同法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新 70日</p> <p>(27) 同法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可 70日</p> <p>(28) 同法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新 70日</p> <p>(29) 同法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の変更の許可 70日</p> <p>(30) 同法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可 60日</p> <p>(31) 同法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設（告示及び縦覧を要するものに限る。）の設置許可 150日</p> <p>(32) 同法第15条の2第5項の規定に基づく産業廃棄物処理施設使用前検査 30日</p> <p>(33) 同法第15条の2の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設定期検査 30日</p> <p>(34) 同法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更の許可 60日</p> <p>(35) 同法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設（告示及び縦覧を要するものに限る。）の構造又は規模の変更の許可 150日</p> <p>(36) 同法第15条の2の6第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更の使用前検査 30日</p> <p>(37) 同法第15条の2の6第3項の規定に基づく産業廃棄物最終処理場の廃止の確認 90日</p> <p>(38) 同法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収機能を有する産業廃棄物処理施設の認定 60日</p> <p>(39) 同法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の更新 60日</p> <p>(40) 同法第15条の4の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可 70日</p> <p>(41) 同法第15条の4の規定に基づく産業廃棄物処理施設設置者の合併及び分割の認可 70日</p> <p>(42) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第248号）附則第5条の規定に基づく産業廃棄物処理業等の許可の更新に関する経過措置の確認 70日</p> <p>(43) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第42条第1項の規定に基づく引取業の登録 30日</p> <p>(44) 同法第42条第2項の規定に基づく引取業の登録の更新 30日</p> <p>(45) 同法第46条第1項の規定に基づく引取業の登録の変更届 30日</p> <p>(46) 同法第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業の登録 30日</p> <p>(47) 同法第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業の登録の更新 30日</p> <p>(48) 同法第57条第1項の規定に基づくフロン類回収業の登録の変更届 30日</p> <p>(49) 同法第60条第1項の規定に基づく解体業の許可 70日</p> <p>(50) 同法第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新 70日</p> <p>(51) 同法第67条第1項の規定に基づく破砕業の許可 70日</p> <p>(52) 同法第67条第2項の規定に基づく破砕業の許可の更新 70日</p> <p>(53) 同法第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更許可 70日</p> <p>(54) 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和16年横須賀市条例第32号）第2条第1項の規定に基づく浄化槽</p>
--	---

<p>保守点検業者の営業登録 30日</p> <p>65 同条例第2条第3項の規定に基づく浄化槽保守点検業者の営業登録の更新 30日</p> <p>66 手数料条例(平成12年横須賀市条例第9号)第6条第2号の規定に基づく一般廃棄物処理手数料の減免の承認 30日</p> <p>3 環境施設課</p> <p>(1) リサイクルプラザ条例(平成13年横須賀市条例第11号)第6条第1項の規定に基づくリサイクルプラザの使用許可 即日</p> <p>(2) 同条例第7条の規定に基づくリサイクルプラザ特別設備その他の附帯行為の承認 即日</p> <p>(3) 同条例第8条の規定に基づくリサイクルプラザ使用事項の変更許可 即日</p> <p>(4) 同条例第8条の規定に基づくリサイクルプラザ使用の取消し許可 即日</p> <p>別表第10(第2条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">経済部</p> <p>1 経済企画課</p> <p>(1) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の2第7項の規定に基づく特定共済組合の共済事業以外の事業の承認 15日</p> <p>(2) 同法第9条の6の2第1項の規定に基づく事業協同組合等の共済規程の認可 15日</p> <p>(3) 同法第9条の9第4項の規定に基づく特定共済組合連合会の共済事業以外の事業の承認 15日</p> <p>(4) 同法第9条の9第5項の規定に基づく協同組合連合会の共済規程の認可 15日</p> <p>(5) 同法第27条の2第1項の規定に基づく中小企業等協同組合(信用協同組合等を除く。)の設立認可 15日</p> <p>(6) 同法第48条の規定に基づく中小企業等組合の組合員による総会の招集の承認 15日</p> <p>(7) 同法第51条第2項の規定に基づく中小企業等協同組合の定款変更の認定 10日</p> <p>(8) 同法第57条の5の規定に基づく共済事業を行う組合の余裕金の運用の認可 15日</p> <p>(9) 同法第63条第3項の規定に基づく中小企業等協同組合の合併の認可 15日</p> <p>(10) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第5条の7第2項の規定に基づく協業組合の事業転換の認可 15日</p> <p>(11) 同法第5条の17第1項の規定に基づく協業組合の設立認可 15日</p> <p>(12) 同法第5条の23第3項の規定に基づく総会招集の承認 15日</p> <p>(13) 同法第5条の23第3項の規定に基づく協業組合の定款変更の認可 15日</p> <p>(14) 同法第5条の23第4項の規定に基づく協業組合の合併の認可 15日</p> <p>(15) 同法第95条第4項の規定に基づく事業協同組合等から協同組合への組織変更の認可 15日</p> <p>(16) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第36条第1項の規定に基づく商店街振興組合及び商店街振興連合会の設立認可 15日</p> <p>(17) 同法第59条の規定に基づく商店街振興組合及び商店街振興連合会の組合員による総会の招集の承認 15日</p> <p>(18) 同法第62条第2項の規定に基づく商店街振興組合及び商店街振興連合会の定款変更の認可 15日</p> <p>(19) 同法第73条第3項の規定に基づく商店街振興組合及び商店街振興連合会の合併の認可 15日</p> <p>2 企業誘致・工業振興課</p> <p>(1) 企業等の立地及び設備投資促進条例(平成10年横須賀市条例第13号)第4条の規定に基づく奨励措置の適用 30日</p> <p>(2) 同条例第9条の規定に基づく奨励措置の適用の承認 15日</p>	<p>(3) 企業等の立地及び設備投資促進条例施行規則(平成10年横須賀市規則第26号)第4条第2項の規定に基づく事業計画の認定 180日</p> <p>(4) 同規則第5条の規定に基づく事業計画等の変更の承認 30日</p> <p>3 農水産業振興課</p> <p>(1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定に基づく農地等の権利移動の許可 27日</p> <p>(2) 同法第4条第1項の規定に基づく農地(4ヘクタール以下のものに限る。)の転用許可 30日</p> <p>(3) 同法第5条第1項の規定に基づく農地等(4ヘクタール以下のものに限る。)の転用のための権利移動の許可 30日</p> <p>(4) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第18条の2第1項の規定に基づく農業用施設の配置に関する協定の認可 40日</p> <p>(5) 同法第18条の12第1項の規定に基づく農業用施設の維持運営に関する協定の認定 40日</p> <p>(6) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第1項の規定に基づく生産緑地地区内の行為の許可 40日</p> <p>(7) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定 60日</p> <p>(8) 同法第12条の2第1項の規定に基づく農業経営改善計画の変更の認定 40日</p> <p>(9) 同法第23条第1項の規定に基づく農用地利用規程の認定 40日</p> <p>(10) 同法第24条第1項の規定に基づく農用地利用規程の変更の認定 40日</p> <p>(11) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)第3条第3項の規定に基づく特定農地貸付けに関する承認 50日</p> <p>(12) 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第7条第1項の規定に基づく市民農園の開設の認定 50日</p> <p>(13) 同法第7条第5項の規定に基づく市民農園整備運営計画の変更の認定 50日</p> <p>(14) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令(平成元年政令第258号)第4条第1項の規定に基づく特定農地貸付けの変更の承認 50日</p> <p>別表第11(第2条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">都市部</p> <p>1 都市計画課</p> <p>(1) 測量法(昭和24年法律第188号)第43条の規定に基づく測量成果の複製承認 10日</p> <p>(2) 同法第44条第1項の規定に基づく測量成果の使用承認 10日</p> <p>(3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第53条第1項の規定に基づく都市計画施設区域内又は市街地再開発事業施行区域内における建築の許可 15日</p> <p>2 まちなみ景観課</p> <p>(1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第52条の規定に基づく終身建物賃貸借事業の認可 90日</p> <p>(2) 同法第56条第1項の規定に基づく終身建物賃貸借事業の変更の認可 30日</p> <p>(3) 同法第58条第1項の規定に基づく認可事業者による終身建物賃貸借の解約の申入れに関する承認 30日</p> <p>(4) 同法第67条第3項の規定に基づく認可事業者の地位の承継に関する承認 90日</p> <p>(5) 横須賀市屋外広告物条例(平成12年横須賀市条例第96号)第6条第1項の規定に基づく屋外広告物の新設許可 14日</p> <p>(6) 同条例第13条第1項の規定に基づく屋外広告物の変更許可 14日</p> <p>(7) 同条例第14条の規定に基づく屋外広告物の継続許可 14日</p> <p>(8) 同条例第26条第1項の規定に基づく屋外広告物の登録</p>
--	--

<p>14日</p> <p>(9) 同条例第26条第3項の規定に基づく屋外広告業の更新の登録 14日</p> <p>(10) 同条例第33条第1項の規定に基づく広告協定の認定(広告協定地区) 14日</p> <p>(11) 同条例第33条第2項の規定に基づく広告協定の認定(広告協定建築物) 14日</p> <p>3 市営住宅課</p> <p>(1) 市営住宅条例(平成9年横須賀市条例第38号)第12条第4項の規定に基づく市営住宅の入居の許可 90日</p> <p>(2) 同条例第17条の規定に基づく市営住宅家賃の減免及び徴収猶予の承認 30日</p> <p>4 開発指導課</p> <p>(1) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可 25日</p> <p>(2) 同法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の変更許可 25日</p> <p>(3) 都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可(5ヘクタール以上) 48日</p> <p>(4) 同法第29条の規定に基づく開発行為の許可(5ヘクタール以下) 43日</p> <p>(5) 同法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更許可 28日</p> <p>(6) 同法第37条の規定に基づく開発区域内の建築制限の解除 12日</p> <p>(7) 同法第41条第2項の規定に基づく開発区域内における建築物の制限の特例許可 19日</p> <p>(8) 同法第42条第1項の規定に基づく開発区域内における予定建築物等以外の許可 43日</p> <p>(9) 同法第43条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可 43日</p> <p>(10) 同法第45条の規定に基づく開発に基づく地位承継の承認 12日</p> <p>(11) 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例(平成14年横須賀市条例第41号)第14条第1項の規定に基づく特定建築等行為(開発行為、中高層建築物の建築、大規模建築物の建築、特定用途建築物の建築及び宅地造成に限る。)の承認 21日</p> <p>(12) 同条例第14条第1項の規定に基づく特定建築等行為(特定用途建築物への用途変更及びがけ地建築物の建築に限る。)の承認 14日</p> <p>(13) 適正な土地利用の調整に関する条例第46条第1項の規定に基づく土地利用行為(特定用途建築物への用途変更、がけ地建築物の建築及び資材置場の設置に限る。)の承認 14日</p> <p>(14) 同条例第46条第1項の規定に基づく土地利用行為(市街化区域内の開発事業、宅地造成、中高層建築物の建築、大規模建築物の建築、特定用途建築物の建築、工場等の建築、墓地等の設置及び工場跡地における土地利用行為に限る。)の承認 21日</p> <p>(15) 同条例第46条第1項の規定に基づく土地利用行為(埋立行為及び市街化調整区域内の開発事業に限る。)の承認 30日</p> <p>5 建築指導課</p> <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条の6第1項第1号の規定に基づく検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限に対する特定行政庁が処分する仮使用の承認 21日</p> <p>(2) 同法第18条第24項第1号の規定に基づく計画通知による建築物の検査済証の交付を受けるまでの仮使用の承認 21日</p> <p>(3) 同法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定 30日</p> <p>(4) 同法第43条第2項第1号の規定に基づく敷地等と道路との関係における接道に関する認定 30日</p> <p>(5) 同法第43条第2項第2号の規定に基づく敷地等と道路</p>	<p>との関係における接道に関する例外許可 60日</p> <p>(6) 同法第44条第1項第2号の規定に基づく道路内の公益上必要な建築物の許可 60日</p> <p>(7) 同法第44条第1項第4号の規定に基づく道路内の公共用歩廊等の建築物の許可 70日</p> <p>(8) 同法第48条の規定に基づく用途地域内の建築物の用途制限の例外許可 60日</p> <p>(9) 同法第51条の規定に基づく卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置の許可 90日</p> <p>(10) 同法第52条第10項の規定に基づく計画道路を前面道路とする建築物の容積率の例外許可 60日</p> <p>(11) 同法第52条第14項の規定に基づく機械室が大きい場合又は周囲に広い空地を有する場合における建築物の容積率の例外許可 60日</p> <p>(12) 同法第53条第6項第3号の規定に基づく公園等内にある建築物の建蔽率の例外許可 60日</p> <p>(13) 同法第55条第2項の規定に基づく第1種・第2種低層住居専用地域内の建築物の高さの制限の例外認定 60日</p> <p>(14) 同法第55条第3項第1号の規定に基づく第1種・第2種低層住居専用地域内で建築物の周囲に公園、広場、道路その他の空地がある場合の高さの制限の例外許可 60日</p> <p>(15) 同法第55条第3項第2号の規定に基づく第1種・第2種低層住居専用地域内で学校等の用途によりやむを得ない場合の高さの制限の例外許可 60日</p> <p>(16) 同法第56条の2第1項の規定に基づく日影による中高層建築物の高さの制限の例外許可 60日</p> <p>(17) 同法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区内の公益上必要な建築物の容積率制限及び建蔽率並びに建築物の建築面積制限の例外許可 60日</p> <p>(18) 同法第59条第4項の規定に基づく高度利用地区内の建築物の各部分の高さ制限の例外許可 60日</p> <p>(19) 同法第59条の2第1項の規定に基づく総合設計制度による許可 60日</p> <p>(20) 同法第68条の5の3第2項の規定に基づく高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する許可 60日</p> <p>(21) 同法第73条第1項の規定に基づく建築協定の認可 150日</p> <p>(22) 同法第74条第1項の規定に基づく建築協定の変更の認可 150日</p> <p>(23) 同法第76条第1項の規定に基づく建築協定の廃止の認可 150日</p> <p>(24) 同法第76条の3第4項の規定に基づく一人で定める建築協定の認可 150日</p> <p>(25) 同法第76条の3第6項の規定に基づく一人で定める建築協定の変更の認可 150日</p> <p>(26) 同法第76条の3第6項の規定に基づく一人で定める建築協定の廃止の認可 150日</p> <p>(27) 同法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の仮設建築物の許可 30日</p> <p>(28) 同法第85条第6項の規定に基づく存続期間が1年を超える仮設興行場等の許可 60日</p> <p>(29) 同法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の認定 60日</p> <p>(30) 同法第86条第2項の規定に基づく連担建築物の認定 60日</p> <p>(31) 同法第86条第3項の規定に基づく総合的設計による一団地の総合設計制度の許可 90日</p> <p>(32) 同法第86条第4項の規定に基づく連担建築物の総合設計制度の許可 90日</p> <p>(33) 同法第86条の2第1項の規定に基づく総合的設計による一団地等の再認定 60日</p> <p>(34) 同法第86条の2第2項の規定に基づく既存の総合的設計による一団地認定等の総合設計制度の許可 90日</p> <p>(35) 同法第86条の2第3項の規定に基づく総合的設計によ</p>
---	---

- る一団地又は連担建築物の総合設計制度の再許可 90日
- 36) 同法第86条の5第2項の規定に基づく総合的設計による一団地の認定の取消し 60日
- 37) 同法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和認定 30日
- 38) 同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和変更認定 30日
- 39) 同法第87条の4の規定に基づく建築設備の仮使用の承認 21日
- 40) 同法第88条第2項の規定に基づく工作物の仮使用の承認 21日
- 41) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第63条第3項第7号ロの規定に基づく優良住宅新築認定 14日
- 42) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定(技術的審査に係る適合証を受けたものに限る。) 7日
- 43) 同法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定 7日
- 44) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第115条の2第1項第4号の規定に基づく卸売市場の上屋等の外壁、軒裏等の防火構造の緩和の認定 30日
- 45) 同令第131条の2第2項の規定に基づく都市計画道路又は地区計画等の区域内の予定道路を前面道路とみなす建築物の認定 30日
- 46) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第1項の規定に基づく特定建築物の建築及び維持保全の計画の認定 30日
- 47) 同法第18条第1項の規定に基づく特定建築物の建築及び維持保全の計画の変更の認定 30日
- 48) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 7日
- 49) 同法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物の認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更 7日
- 50) 建築物駐車施設条例(昭和42年横須賀市条例第10号)第7条第2項の規定に基づく敷地外に駐車施設を附置する特例の承認及び変更の承認 14日
- 51) 建築基準条例(昭和47年横須賀市条例第32号)第6条第2項の規定に基づく私道の変更又は廃止の承認 60日

建設部

1 土木計画課

- (1) 自転車等の放置防止に関する条例(平成3年横須賀市条例第29号)第12条の規定に基づく自転車等移動費用の免除の承認 即日

2 土木用地課

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の規定に基づく道路管理者以外の者の行う道路工事の承認 25日

3 道路維持課

- (1) 道路法第32条第1項の規定に基づく道路の占用の許可 14日
- (2) 同法第32条第1項の規定に基づく道路の掘削の許可 14日
- (3) 同法第32条第3項の規定に基づく道路の占用の変更の許可 14日
- (4) 同法第47条の2第1項の規定に基づく特殊車両の通行許可(新規及び変更) 21日
- (5) 同法第47条の2第1項の規定に基づく特殊車両の通行許可(更新) 14日
- (6) 同法第91条第2項の規定に基づく道路予定地における占用許可及び占用の変更許可 14日

4 河川・傾斜地課

- (1) 河川法(昭和39年法律第167号)第20条の規定に基づ

く工事等の承認 30日

- (2) 同法第23条の規定に基づく流水占用の許可 20日
- (3) 同法第24条の規定に基づく土地の占用の許可 20日
- (4) 同法第26条第1項の規定に基づく工作物の新築等の許可 25日
- (5) 同法第27条第1項の規定に基づく土地の掘削等の許可 20日
- (6) 同法第29条第1項の規定に基づく河川管理上支障のある行為の許可等 25日
- (7) 同法第30条第1項の規定に基づく許可工作物の完成検査 15日
- (8) 同法第30条第2項の規定に基づく許可工作物の完成前の使用の承認 20日
- (9) 同法第34条第1項の規定に基づく権利譲渡の承認 20日
- (10) 溝渠使用条例(昭和30年横須賀市条例第12号)第3条第1項の規定に基づく溝渠の使用許可 25日
- (11) 同条例第5条の規定に基づく溝渠使用期間の更新許可 15日
- (12) 同条例第9条の規定に基づく溝渠使用料の還付の承認 10日
- (13) 同条例第10条の規定に基づく溝渠使用料の減免の承認 10日
- (14) 同条例第12条の規定に基づく溝渠使用事項の変更許可 10日

5 自然環境共生課

- (1) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第14条第1項の規定に基づく特別緑地保全地区内の建築等許可 15日
- (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条第1項の規定に基づく鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可 5日
- (3) 同法第19条第5項の規定に基づく飼養の登録 5日
- (4) 特別緑地保全地区内における行為の許可の手續きに関する条例(平成12年横須賀市条例第94号)第3条第2項の規定に基づく許可の地位の承継承認 15日
- (5) 横須賀市風致地区条例(平成24年横須賀市条例第93号)第2条第1項の規定に基づく風致地区内の建築等許可 15日
- (6) 同条例第10条の規定に基づく許可の地位の承継承認 15日

6 公園管理課

- (1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第2項の規定に基づく公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可及び変更の許可 10日
- (2) 同法第6条第1項の規定に基づく都市公園の占用許可 10日
- (3) 同法第6条第3項の規定に基づく都市公園の占用許可の変更の許可 10日
- (4) 同法第33条第4項の規定に基づく公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可及び変更の許可又は占用の許可及び変更の許可 10日
- (5) 都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)第9条第1項の規定に基づく都市公園内での行為の許可 10日
- (6) 同条例第9条第3項の規定に基づく都市公園内での行為の変更の許可 10日
- (7) 同条例第20条第3項の規定に基づく土地又は施設等の使用料の免除の承認 10日
- (8) 同条例第21条第1項の規定に基づく都市公園使用料の還付の承認 10日

7 公園建設課

- (1) 公園墓地条例(昭和55年横須賀市条例第16号)第12条の規定に基づく墓所(期限後合祀型合葬墓を除く。)の使用許可 14日
- (2) 同条例第13条第4項の規定に基づく墓所(期限後合祀型合葬墓を除く。)の使用料還付の承認 14日
- (3) 同条例第24条の規定に基づく墓所(期限後合祀型合葬

<p>墓に限る。)の使用許可 14日</p> <p>(4) 同条例第25条第3項の規定に基づく墓所(期限後合祀型合葬墓に限る。)の使用料還付の承認 14日</p> <p>(5) 同条例第34条第2項の規定に基づく休憩室使用料の還付の承認 14日</p> <p>8 港湾企画課</p> <p>(1) 公有財産規則(昭和46年横須賀市規則第26号)第30条第1項の規定に基づく占有を伴わない公有財産の使用料の減免の承認 3日</p> <p>(2) 同規則第30条第1項の規定に基づく占有を伴う公有財産の使用料の減免の承認 20日</p> <p>(3) 同規則第32条第1項の規定に基づく公有財産原状変更の許可 10日</p> <p>(4) 同規則第33条の規定に基づく公有財産使用者等の変更の承認 10日</p> <p>9 港湾管理課</p> <p>(1) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定に基づく公有水面埋立の免許 360日</p> <p>(2) 同法第13条の2第1項の規定に基づく出願事項の変更の許可 210日</p> <p>(3) 同法第14条第1項の規定に基づく埋立免許を受けた者に対する他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可 30日</p> <p>(4) 同法第14条第4項の規定に基づく埋立免許を受けようとする者に対する他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可 30日</p> <p>(5) 同法第16条第1項の規定に基づく埋立権の譲渡の許可 120日</p> <p>(6) 同法第22条第1項の規定に基づく竣功認可 60日</p> <p>(7) 同法第23条第1項の規定に基づく竣功認可前の埋立地使用の許可 30日</p> <p>(8) 同法第27条第2項の規定に基づく埋立地に関する処分等の許可 80日</p> <p>(9) 同法第29条第1項の規定に基づく埋立地の用途と異なる利用の許可 80日</p> <p>(10) 船員法(昭和22年法律第100号)第50条第4項の規定に基づく船員手帳の交付、訂正及び書換え 即日</p> <p>(11) 同法第85条第3項の規定に基づく年少船員の認証 即日</p> <p>(12) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第19条の2第1項の規定に基づく特定漁港漁場整備計画を定めるための他人の土地等への立入り等の許可 37日</p> <p>(13) 同法第24条第1項の規定に基づく特定漁港漁場整備事業の施行のための個人の土地等への立入り又は使用の許可 37日</p> <p>(14) 同法第39条第1項の規定に基づく漁港の区域内の水域又は公共空地の占有許可及び土砂採取許可 21日</p> <p>(15) 港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項の規定に基づく港湾区域内及び港湾隣接地域内の工事等の許可 20日</p> <p>(16) 海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項の規定に基づく海岸保全区域の占有の許可(港湾区域、港湾隣接地域及び漁港区域に限る。) 20日</p> <p>(17) 同法第8条第1項の規定に基づく海岸保全区域内の行為の許可(港湾区域、港湾隣接地域及び漁港区域に限る。) 20日</p> <p>(18) 同法第13条第1項の規定に基づく海岸管理者以外の者が施行する工事の承認(港湾区域、港湾隣接地域及び漁港区域に限る。) 30日</p> <p>(19) 横須賀港港湾施設使用条例(昭和28年横須賀市条例第33号)第3条の規定に基づく港湾施設の使用許可 3日</p> <p>(20) 同条例第3条の規定に基づく港湾施設の占有使用許可 20日</p> <p>(21) 同条例第4条第3項の規定に基づく港湾施設の専用使用期間短縮の承認 3日</p> <p>(22) 同条例第4条第4項の規定に基づく港湾施設の一般使</p>	<p>用期間の特例許可 3日</p> <p>(23) 同条例第6条の規定に基づく港湾施設の使用料の減免の承認 3日</p> <p>(24) 同条例第6条の規定に基づく港湾施設の占有使用料の減免の承認 20日</p> <p>(25) 同条例第11条の規定に基づく工作物その他の設備の許可 20日</p> <p>(26) 同条例第13条の規定に基づく使用許可事項の変更等 10日</p> <p>(27) 横須賀市漁港管理条例(昭和42年横須賀市条例第17号)第8条第1項の規定に基づく甲種漁港施設の占有許可 30日</p> <p>(28) 同条例第8条第3項の規定に基づく甲種漁港施設の占有期間の更新許可 30日</p> <p>(29) 同条例第10条第1項の規定に基づく甲種漁港施設(泊地)の使用許可(佐島漁港泊地の漁船以外の船舶に限る。) 30日</p> <p>(30) 同条例第10条第1項の規定に基づく甲種漁港施設(泊地)の使用許可(佐島漁港泊地の漁船以外の船舶を除く。) 30日</p> <p>(31) 同条例第10条第1項の規定に基づく甲種漁港施設の使用許可内容の変更許可 30日</p> <p>(32) 同条例第12条第4項の規定に基づく船舶保管施設関連駐車場及び漁港区域内駐車場の使用料の減免 10日</p> <p>(33) 同条例第13条第2項の規定に基づく漁港区域内の水域及び公共空地の占有料等の減免 30日</p> <p>(34) 港湾緑地条例(平成4年横須賀市条例第28号)第10条第3項の規定に基づく港湾緑地駐車場の使用料の減免の承認 10日</p> <p>(35) 港湾管理条例(平成12年横須賀市条例第47号)第5条の規定に基づく占有料又は土砂採取料の減免承認 20日</p> <p>(36) 同条例第8条の規定に基づく許可事項の変更等 10日</p> <p>(37) ポートパーク条例(平成18年横須賀市条例第69号)第10条第4項の規定に基づく係留施設及び駐車場の使用料の減免の承認 10日</p> <p>別表第13(第2条第1項関係) 消防局</p> <p>1 総務課</p> <p>(1) 消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和32年横須賀市規則第28号)第2条の規定に基づく公務災害の認定及び通知 7日</p> <p>2 予防課</p> <p>(1) 消防法(昭和23年法律第186号)第8条の2の3第1項の規定に基づく防火対象物の定期点検報告制度の特例認定 14日</p> <p>(2) 同法第10条第1項の規定に基づく危険物の仮貯蔵及び仮取扱いの承認 14日</p> <p>(3) 同法第11条第1項の規定に基づく危険物施設の設置又は変更の許可 14日</p> <p>(4) 同法第11条第5項の規定に基づく危険物施設の完成検査 即日</p> <p>(5) 同法第11条第5項の規定に基づく危険物施設の仮使用の承認 14日</p> <p>(6) 同法第11条の2第1項の規定に基づく危険物施設の完成検査前検査(水張検査及び水圧検査に限る。) 即日</p> <p>(7) 同法第11条の2第1項の規定に基づく危険物施設の完成検査前検査(水張検査及び水圧検査を除く。) 7日</p> <p>(8) 同法第14条の2第1項の規定に基づく予防規程の認可又は変更認可 14日</p> <p>(9) 同法第14条の3第1項の規定に基づく定期保安検査 7日</p> <p>(10) 同法第14条の3第2項の規定に基づく臨時保安検査 7日</p> <p>(11) 同法第36条第1項の規定に基づく防災管理点検及び報告の特例認定 14日</p> <p>(12) 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)</p>
---	---

第8条の4第2項の規定に基づく保安検査時期の変更
14日

(13) 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第62条の5の2第2項の規定に基づく休止中の地下貯蔵タンク等に係る漏れの点検期間の延長の承認(地下貯蔵タンク又は二重殻タンク) 7日

(14) 同令第62条の5の3第2項の規定に基づく休止中の地下貯蔵タンク等に係る漏れの点検期間の延長の承認(地下埋設配管) 7日

(15) 火災予防条例(平成28年横須賀市条例第52号)第35条第1項の規定に基づく禁止行為の解除の承認 14日

(16) 同条例第84条第1項の規定に基づく少量危険物等タンクの検査 即日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第3号

事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

事務分掌規則の一部を改正する規則

事務分掌規則(平成17年横須賀市規則第12号)の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第19条」に、「第22条—第26条の5」を「第20条—第28条」に、「市民部」を「民生局福祉こども部」に、「第27条・第28条」を「第29条—第32条」に、「民生局健康部」を「民生局地域支援部」に、「第29条—第32条」を「第33条・第34条」に、「民生局こども育成部」を「民生局健康部」に、「第33条—第42条」を「第35条・第36条」に、「土木部」を「建設部」に、「第43条—第46条」を「第37条—第42条」に改め、「第5節 みなど振興部に属する機関(第46条の2・第46条の3)」を削り、「第47条—第73条」を「第43条—第72条」に、「第74条」を「第73条」に、「第75条—第79条」を「第74条—第78条」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「、第9号の健康安全科学センター」を削り、「第13号」を「第11号」に、「資源循環久里浜事務所」を「久里浜収集事務所」に改め、同条第1号中「広報課」を「危機管理課 人権・ダイバーシティ推進課」に改め、同条第2号中「都市戦略課」を「都市戦略課 広報課」に改め、同条第4号中「契約課 技術管理課」を「契約課」に改め、同条第5号中「観光課」を「観光課 美術館運営課」に改め、同条第7号を削り、同条第8号中「民生局福祉部」を「民生局福祉こども部」に、「指導監査課」を「指導監査課 福祉施設課」に、「健康長寿課 介護保険課 健康保険課」を「介護保険課 子育て支援課」に改め、同号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 民生局地域支援部 民生生活課 地域コミュニティ支援課 地域安全課 窓口サービス課

第2条第9号中「健康安全科学センター」を「健康増進課 健康管理支援課 地域健康課 健康保険課」に改め、同条第10号を削り、同条第11号中「児童相談課」を「こども給付課 児童相談課」に改め、同号を同条第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 環境部 環境政策課 ゼロカーボン推進課 環境保全課 廃棄物対策課 環境施設課 広域処理センター 久里浜収集事務所

第2条第12号及び第13号を削り、同条第14号中「農業振興課」を「農水産業振興課」に改め、同号を同条第12号とし、同条第15号を同条第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 建設部 土木計画課 土木用地課 道路整備課 道路維持課 河川・傾斜地課 自然環境共生課 公園管理課 公園建設課 港湾企画課 港湾管理課 港湾整備課

第2条第16号及び第17号を削る。

第3条の見出しを「(局長、部長等)」に改め、同条第1項中「、健康安全科学センター」を削り、「資源循環久里浜事務所」を「久里浜収集事務所」に、「以下」を「第23条を除き、

以下」に改める。

第6条広報課の部を次のように改める。

危機管理課

(1) 危機管理の総合調整に関すること(他部の主管に属するものを除く。)

(2) 災害対策の計画及び調整に関すること。

(3) 国民保護及び危機事案対処の計画及び調整に関すること。

(4) 防災対策に関すること(自主防災組織に関するものを除く。)

(5) 災害援助に関すること。

(6) 水難救護(漂流物及び沈没品に関するものを除く。)に関すること。

(7) 艦船の放射能調査に関すること。

(8) 災害対策本部の運営に関すること。

(9) 国民保護対策本部及び危機事案対策本部等の運営に関すること。

第6条危機管理課の部の次に次のように加える。

人権・ダイバーシティ推進課

(1) 人権擁護及びダイバーシティに係る施策の連絡調整及び推進に関すること。

(2) 男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。

(3) 性別等による人権侵害に対する相談及び苦情に関すること。

(4) 女性のための相談(ドメスティック・バイオレンス等の相談を除く。)に関すること。

(5) デュオよこすかの管理に関すること。

第7条都市戦略課の部中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地球温暖化対策実行計画に関すること。

第7条都市戦略課の部の次に次のように加える。

広報課

(1) 広報活動の戦略的な推進に関すること。

(2) 広報刊行物の発行その他広報活動に関すること。

(3) 報道機関との連絡に関すること。

(4) 広報掲示板の管理に関すること。

第9条技術管理課の部を削る。

第10条文化振興課の部第5号を同部第6号とし、同部第4号の次に次の1号を加える。

(5) よこすか近代遺産ミュージアムティポディエ邸に関すること。

第10条観光課の部の次に次のように加える。

美術館運営課

(1) 横須賀美術館の管理に関すること。

第12条を削る。

第13条(見出しを含む。)中「民生局福祉部」を「民生局福祉こども部」に改め、同条福祉総務課の部を次のように改める。

福祉総務課

(1) 地域福祉計画に関すること。

(2) 福祉施策の企画及び調整に関すること。

(3) 福祉ボランティア活動の推進に関すること。

(4) 民生委員児童委員に関すること。

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業(住民主体による支援に限る。)に関すること。

(6) 在宅高齢者の生活支援の体制整備に関すること。

(7) 認知症に係る施策(相談を除く。)に関すること。

(8) 高齢者団体等の運営の助成に関すること。

(9) 横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例(平成29年横須賀市条例第39号)に基づく指導等(排出支援等を除く。)に関すること。

(10) 福祉統計に関すること。

(11) 福祉基金の管理に関すること。

(12) 社会福祉事業団、社会福祉協議会及び健康福祉財団に関

すること。

(13) 局内(局に属する部の部内を除く。)及び部内の事務事業の調整及び連絡に関すること。

(14) 他課の主管に属しない事務に関すること。

第13条地域福祉課の部中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号及び第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号から第12号までを3号ずつ繰り上げ、同条指導監査課の部第1号及び第2号中「(他部の主管に属するものを除く。)」を削り、同部中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同部第5号中「届出及び」を削り、同号を同部第6号とし、同部第4号の次に次の1号を加える。

(5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)による各種届出等に関すること。

第13条指導監査課の部に次の4号を加える。

(9) 障害児通所支援事業者等の指定等、指導及び監査等に関すること。

(10) 障害児通所支援事業者等との連絡に関すること。

(11) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の指導及び監査等に関すること。

第13条指導監査課の部の次に次のように加える。

福祉施設課

(1) 社会福祉施設(障害者に係る施設に限る。)の整備の調整に関すること。

(2) 社会福祉施設(他課の主管に属するものを除く。)の運営の助成に関すること。

(3) 介護保険事業計画に基づく介護保険施設等の整備の調整に関すること。

(4) 福祉施設及び関係機関との連絡に関すること(他部及び部内の他課の主管に属するものを除く。))。

(5) 総合福祉会館の管理に関すること。

(6) 療育相談センターに関すること。

(7) 福祉援護センター第1かがみ田苑及び福祉援護センター第2かがみ田苑に関すること。

(8) 市立老人デイサービスセンター、老人福祉センター及び老人憩いの家に関すること。

第13条障害福祉課の部第1号中「及び障害福祉計画」を「障害福祉計画及び障害児福祉計画」に改め、同部中第15号を削り、第14号を第15号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 障害児支援等の企画に関すること。

第13条障害福祉課の部第16号を次のように改める。

(16) 障害児支援の相談に関すること。

第13条障害福祉課の部第17号を削り、同部第18号中「横須賀市点字図書館」を「点字図書館」に改め、同号を同部第17号とし、同部第19号を削り、同条健康長寿課の部を削り、同条介護保険課の部第1号中「介護保険事業」を「高齢者保健福祉(介護保険事業を含む。)」に改め、同部第7号中「第1号事業支給費及び介護予防ケアマネジメント費の支給に限る。」を「他部及び部内の他課の主管に属するものを除く。」に改め、同部第8号から第10号までを次のように改める。

(8) 介護保険給付費準備基金の管理に関すること。

(9) 高齢者福祉に係るサービス等に関すること。

(10) ひとり暮らし高齢者の調査に関すること。

第13条介護保険課の部に次の1号を加える。

(11) 高齢者の生きがいづくりに関すること。

第13条健康保険課の部を次のように改める。

子育て支援課

(1) 子育て支援施策及び青少年施策に関すること。

(2) 市立保育園及びこども園の再編及び整備に関すること。

(3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の給付認定に関すること。

(4) 教育・保育施設等入園の支援に関すること。

(5) 保育料及び給食費に関すること。

(6) 教育・保育に係る人材の確保支援に関すること。

(7) 家庭的保育事業に関すること。

(8) 一時預かり事業に関すること。

(9) 施設等利用費の支給に関すること。

(10) 児童福祉施設等(保育に関するものに限る。)の認可等に関すること。

(11) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認等に関すること。

(12) 私立幼稚園(認定こども園を含む。)の助成に関すること。

(13) 病児・病後児保育事業に関すること。

(14) 施設型給付費及び地域型保育給付費の支給に関すること。

(15) すくすくかんの管理に関すること。

(16) 子育て支援センターの管理に関すること。

(17) ファミリー・サポート・センターの管理に関すること。

(18) 子育て基金の管理に関すること。

(19) 市立保育園及びこども園の管理に関すること。

(20) 児童福祉施設等(保育に関するものに限る。)との連絡に関すること。

(21) 特定教育・保育施設等との連絡に関すること。

(22) 病児・病後児保育センターに関すること。

(23) 放課後児童クラブの設置、支援及び指導に関すること。

(24) 放課後子ども教室に関すること。

(25) 青少年及び青少年団体の育成に関すること。

(26) 青少年の地域活動の推進に関すること。

(27) 青少年施設に関すること。

(28) 青少年育成団体との連絡に関すること。

(29) 青少年の家(青少年会館に限る。)との連絡に関すること。

第13条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(民生局地域支援部)

第13条 民生局地域支援部における各課の事務分掌は、次のとおりとする。

市民生活課

(1) 市民協働に係る施策の連絡調整及び推進に関すること。

(2) 市政への意見及び要望に関すること。

(3) 市民の相談に関すること。

(4) 戦没者遺族、旧軍人、引揚者等の援護に関すること。

(5) 社会事業団体の指導育成に関すること。

(6) 消費生活センターの管理に関すること。

(7) NPO支援基金の管理に関すること。

(8) 市民活動サポートセンターに関すること。

(9) 部内の事務事業の調整及び連絡に関すること。

(10) 他課の主管に属しない事務に関すること。

地域コミュニティ支援課

(1) 地域運営協議会の制度運営及び支援に関すること。

(2) 町内会・自治会、連合町内会等との連絡に関すること。

(3) 本庁地区の地域団体活動の推進及び連絡に関すること。

(4) 地縁による団体の認可及び印鑑の登録等に関すること。

(5) 行政センター及びコミュニティセンターとの連絡に関すること(他課の主管に属するものを除く。))。

(6) コミュニティセンターの管理に関すること(行政センターが管理するものを除く。))。

(7) スクールコミュニティ整備事業に関すること。

(8) 赤十字事業の援助に関すること。

地域安全課

(1) 防犯対策に関すること。

(2) 交通安全の推進に関すること。

(3) 自主防災に関すること。

(4) 防災知識の普及及び啓発の企画に関すること。

(5) 犯罪被害者等支援に関すること。

窓口サービス課

(1) 戸籍に関すること。

(2) 住民基本台帳に関すること。

(3) 個人番号の指定及び個人番号カード等に関すること。

(4) 中長期在留者等に関すること。

(5) 印鑑の登録等に関する事。
 (6) 公的個人認証に係る電子証明書に関する事。
 (7) 国民年金に関する事。
 (8) 特別障害給付金に関する事。
 (9) 死産届の受理に関する事。
 (10) 埋葬、火葬及び改葬の許可に関する事。
 (11) 住居表示の実施及び維持管理に関する事。
 (12) 町界及び町名の設定整理に関する事。
 (13) 自動車の臨時運行の許可に関する事。
 (14) 国民健康保険被保険者の資格の決定並びに被保険者証等の作成及び交付に関する事。
 (15) 児童手当の請求書及び届書の受付に関する事。
 (16) 小児医療証交付申請書の受付に関する事。
 (17) 市税の証明に関する事。
 (18) 就学通知書及び転入学の届出に関する事。
 (19) 自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事。
 (20) 市民サービスセンター中央店との連絡に関する事。
 (21) 行政センターとの連絡及び調整に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。

第14条健康安全科学センターの部を次のように改める。

健康増進課

(1) 健康づくり事業の調査及び計画に関する事。
 (2) 健康増進計画・食育推進計画に関する事。
 (3) 生活習慣病の予防に関する事。
 (4) 健康教育及び健康相談に関する事。
 (5) 訪問指導（健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく訪問指導に限る。）に関する事。
 (6) 母子保健（栄養に関する健康教育に限る。）に関する事。
 (7) 食生活及び栄養改善に関する事。
 (8) 歯科保健に関する事。
 (9) 介護予防・日常生活支援総合事業のうち一般介護予防事業に関する事。
 (10) 後期高齢者の保健事業及び介護予防の一体的実施事業のうち地域担当に関する事。

(11) 生涯現役基金の管理に関する事。
 (12) 健康増進センター（健康増進部門に限る。）に関する事。

第14条健康増進課の部の次に次のように加える。

健康管理支援課

(1) 健康診査（他課の主管に属するものを除く。）に関する事。
 (2) 国民健康保険の被保険者及び生活保護受給者の保健に関する事。
 (3) 後期高齢者の保健事業及び介護予防の一体的実施事業（他課の主管に属するものを除く。）に関する事。
 (4) がん対策に関する事。
 (5) 保健指導及び訪問指導（他課の主管に属するものを除く。）に関する事。
 (6) 健診センターの管理に関する事。

地域健康課

(1) 保健福祉の総合相談及び支援に関する事。
 (2) 母子保健（他部及び部内の他課の主管に属するものを除く。）に関する事。
 (3) 健康福祉センターの管理に関する事。
 (4) 保健師の活動全般の総括に関する事。

健康保険課

(1) 国民健康保険事業の調査及び計画に関する事。
 (2) 国民健康保険の保険給付に関する事。
 (3) 国民健康保険の被保険者の資格に関する事。
 (4) 国民健康保険被保険者証に関する事。
 (5) 国民健康保険料に関する事。
 (6) 国民健康保険財政調整基金の管理に関する事。
 (7) 後期高齢者医療制度に関する事。

第15条を削る。
 第16条子ども家庭支援課の部中第2号を削り、第3号を第2

号とし、同部第4号中「子育ての相談」を「妊娠期からの子育て相談」に改め、同号を同部第3号とし、同部中第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を削り、第10号を第7号とし、第11号から第13号までを3号ずつ繰り上げ、同部第10号の次に次の3号を加える。

(1) 児童福祉施設等の認可等（他部の主管に属するものを除く。）に関する事。
 (2) はぐくみかんの管理に関する事。
 (3) 子育て支援課・子ども家庭支援センター所管事業場職員安全衛生委員会に関する事。

第16条子ども家庭支援課の部の次に次のように加える。
 子ども給付課

(1) ひとり親家庭等の支援に関する事。
 (2) 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
 (3) 児童等の医療費に関する事。
 (4) 母子健康手帳の交付に関する事。

第16条を第15条とする。
 第17条を削る。

第17条の2の見出し及び同条列記以外の部分中「資源循環部」を「環境部」に改め、同条資源循環政策課の部各号列記以外の部分中「資源循環政策課」を「環境政策課」に改め、同部第8号中「資源循環久里浜事務所」を「久里浜収集事務所」に改め、同部第9号中「資源循環事業用自動車」を「環境事業用自動車」に改め、同部第10号中「資源循環施設課」を「環境施設課」に、「資源循環久里浜事務所」を「久里浜収集事務所」に改め、同部の次に次のように加える。

ゼロカーボン推進課

(1) 環境基本計画に関する事。
 (2) ゼロカーボン推進施策の実施に関する事。
 (3) 環境教育・環境学習に関する事。
 (4) 環境マネジメントシステムに関する事。

環境保全課

(1) 工場及び事業場の大気、水質、騒音、悪臭、土壌等に係る監視及び規制指導に関する事。
 (2) 大気、水質、騒音、悪臭、土壌等に係る環境監視及び調査に関する事。

第17条の2資源循環施設課の部各号列記以外の部分中「資源循環施設課」を「環境施設課」に改め、同部第1号から第3号までの規定中「資源循環部」を「環境部」に改め、同条広域処理センターの部第2号中「不燃ごみ」を「廃棄物（不燃ごみ、粗大ごみ及び植木せん定枝に限る。）」に改め、同部中第3号を削り、第4号を第3号とし、同部第5号中「横須賀ごみ処理施設に係る」を削り、「こと」の次に「（他課の主管に属するものを除く。）」を加え、同号を同部第4号とし、同部第6号中「資源循環部所管事業場職員安全衛生委員会」を「環境部所管事業場職員安全衛生委員会」に改め、同号を同部第5号とし、同条資源循環久里浜事務所の部各号列記以外の部分中「資源循環久里浜事務所」を「久里浜収集事務所」に改め、同部第7号及び第8号を削り、同部第9号中「資源循環久里浜事務所職員安全衛生委員会」を「久里浜収集事務所職員安全衛生委員会」に改め、同号を同部第7号とし、同部第10号を同部第8号とし、同部第11号中「資源循環事業用自動車」を「環境事業用自動車」に改め、同号を同部第9号とし、同部第12号を同部第10号とし、同条を第16条とする。

第18条企業誘致・工業振興課の部第3号を次のように改める。
 (3) 株式会社横須賀テレコムリサーチパークとの連絡調整に関する事。

第18条企業誘致・工業振興課の部第4号を削り、同条創業・新産業支援課の部第2号中「横須賀リサーチパーク計画」を「横須賀リサーチパークの研究開発」に改め、同条農業振興課の部各号列記以外の部分中「農業振興課」を「農水産業振興課」に改め、同部第1号中「農業」を「農水産業」に改め、同部第2号中「農業関係団体」を「農水産業関係団体」に改め、同部第3号中「よこすか野菜等の地産地消推進」を「農水産物

の魅力発信」に改め、同条を第17条とする。

第19条都市計画課の部中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 立地適正化計画に係る届出に関する事。

第19条市営住宅課の部中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条公共建築課の部第1号から第3号までの規定中「資源循環部」を「環境部」に改め、同条開発指導課の部第3号中「開発行為等」を「開発行為、宅地造成等」に改め、同部に次の1号を加える。

(8) 宅地耐震化推進事業に関する事。

第19条を第18条とする。

第20条(見出しを含む。)中「土木部」を「建設部」に改め、同条土木計画課の部第6号中「の維持管理」を削り、同部中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号の次に次の3号を加える。

(8) 契約の履行状況の調査及び検査に関する事。

(9) 工事等の技術調整に関する事。

(10) 土木工事等設計積算業務の統括に関する事。

第20条道路管理課の部各号列記以外の部分中「道路管理課」を「土木用地課」に改め、同部第4号中「(開発行為等に限る。)」を削り、同部中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同条道路建設課の部を次のように改める。

道路整備課

(1) 道路の新設及び改良の工事の計画、設計及び施行に関する事。

(2) 道路施設の長寿命化計画に関する事。

(3) 交通安全施設の設置工事の計画、設計及び施行に関する事。

(4) 道路の補修工事の設計及び施行に関する事。

(5) 道路の補修工事に伴う用地の取得(寄付を受けた場合に限る。)に関する事。

(6) 道路施設の定期点検に関する事。

(7) 狭あい道路改善に係る市道の拡幅整備助成に関する事。

(8) 道路の災害復旧工事に関する事。

(9) 受託土木工事の設計及び施行に関する事。

第20条道路補修課の部を削り、同条道路維持課の部第2号中「の調整」を削り、同部第3号中「占用使用等」を「占用許可等」に改め、同部中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同部第9号中「街路樹の植栽及び」を「街路樹等の」に改め、同部第8号とし、同部中第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同条河川・傾斜地課の部第1号中「、廃止」を「及び廃止」に改め、同部中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同部の次に次のように加える。

自然環境共生課

(1) みどりの基本計画に関する事。

(2) 自然環境の保全、再生及び活用に関する事。

(3) 鳥獣の保護及び管理に関する事。

(4) みどりの保全及び緑化の推進に関する事。

(5) 近郊緑地保全区域内、風致地区内等における行為の許可等に関する事。

(6) みどりの基金の管理に関する事。

公園管理課

(1) 公園、緑地及び広場の維持管理に関する事。

(2) 公園及び運動場の使用許可に関する事。

(3) 花いっぱい推進等に関する事。

(4) 公園台帳の管理に関する事。

(5) 猿島基金の管理に関する事。

公園建設課

(1) 公園、緑地及び公園墓地の調査及び計画に関する事。

(2) 公園及び緑地の新設改良工事及び維持補修工事の設計及び施行に関する事。

(3) 公園墓地の工事の設計及び施行に関する事。

(4) 公園工事等の積算業務に関する事。

(5) 公園墓地の使用許可に関する事。

(6) 公園墓地に関する事。

(7) 公園墓地基金の管理に関する事。

港湾企画課

(1) 港湾の振興及び利活用推進に関する事。

(2) 港湾統計に関する事。

(3) 港湾計画及び港湾区域内の海岸保全計画に関する事。

(4) 港湾区域等の指定に関する事。

(5) 港湾事業の調整及び連絡に関する事。

港湾管理課

(1) 港湾区域内の公有水面埋立ての免許に関する事。

(2) 港湾区域内、港湾隣接地域内、臨港地区内及び漁港区域内の工事の許可に関する事。

(3) 海岸保全区域内(港湾区域内及び漁港区域内に限る。)の工事の許可に関する事。

(4) 港湾施設、漁港施設及び海岸保全施設(港湾区域内及び漁港区域内の施設に限る。)の使用及び管理に関する事。

(5) 港湾隣接地域内の公共空地並びに漁港区域内の水域及び公共空地の占用に関する事。

(6) 港湾緑地及びポートパークに関する事。

(7) 船員法(昭和22年法律第100号)第104条第1項に基づく事務に関する事。

(8) 浦賀レンガドックの管理に関する事。

(9) 船舶保管施設等及び漁港区域内駐車場に関する事。

(10) ふ頭管理事務所の管理に関する事。

港湾整備課

(1) 港湾施設、漁港施設及び海岸保全施設(港湾区域内及び漁港区域内の施設に限る。)の設計及び施行に関する事。

(2) 港湾施設、漁港施設及び海岸保全施設(港湾区域内及び漁港区域内の施設に限る。)の災害復旧事業に関する事。

(3) 港湾施設、漁港施設及び海岸保全施設(港湾区域内及び漁港区域内の施設に限る。)の工事等の積算業務に関する事。

(4) 港湾施設、漁港施設及び海岸保全施設(港湾区域内及び漁港区域内の施設に限る。)の長寿命化計画書の作成に関する事。

(5) 漁港整備計画及び漁港区域内の海岸保全計画に関する事。

(6) 漁港区域等の指定及び漁港港勢調査等に関する事。

第20条を第19条とする。

第21条を削る。

第22条の前の見出しを削り、同条第3項、第4項及び第6項第4号中「市民部長」を「民生局地域支援部長」に改め、第3章中同条を第20条とし、同条の前に見出しとして「(行政センター)」を付する。

第23条第6号中「田浦行政センター」の次に「、衣笠行政センター」を、「久里浜行政センター」の次に「、北下浦行政センター」を加え、同条を第21条とする。

第24条第1項を削り、同条第2項を同条とし、同条を第22条とする。

第25条の前の見出しを削り、同条第1項列記事項を次のように改める。

企画課 保健予防課 生活衛生課 健康安全科学センター

第25条第2項中「課長」の次に「(健康安全科学センターにあっては、所長。以下この条において同じ。)」を加え、同条を第23条とし、同条の前に見出しとして「(保健所)」を付する。

第26条健康づくり課の部を次のように改める。

企画課

(1) 保健事業の調査及び計画に関する事。

(2) 健康危機管理に関する事。

(3) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事。

(4) 医事及び薬事に関する事。

(5) 予防接種に関する事。

- (6) 血液対策事業に関すること。
- (7) 原子爆弾被爆者の申請書等の受理及び援護に関すること。

第26条企画課の部の次に次のように加える。

保健予防課

- (1) 精神保健福祉（福祉施策及び認知症対策を除く。）に関すること。
- (2) 結核、エイズ及び感染症対策に関すること。
- (3) 難病対策に関すること。
- (4) 骨髄提供希望者登録等に関すること。

第26条生活衛生課の部に次の1号を加える。

(6) 動物愛護基金の管理に関すること。

第26条生活衛生課の部に次のように加える。

健康安全科学センター

- (1) 健康安全科学センターの管理に関すること。

第26条を第24条とする。

第26条の2の前の見出しを削り、同条を第25条とし、同条の前に見出しとして「（児童相談所）」を付し、第26条の3を第26条とする。

第4章第3節を削る。

第4章第2節中第32条を第36条とし、第31条の前の見出しを削り、同条を第35条とし、同条の前に見出しとして「（動物愛護センター）」を付する。

第29条及び第30条を削る。

第4章第2節を同章第3節とする。

第4章第1節の節名中「市民部」を「民生局地域支援部」に改める。

第4章第1節中第28条を第34条とし、第27条の前の見出しを削り、同条第1項の表市民サービスセンター中央店の項中「市民部窓口サービス課」を「民生局地域支援部窓口サービス課」に改め、同条を第33条とし、同条の前に見出しとして「（市民サービスセンター）」を付する。

第4章第1節を同章第2節とし、同章に第1節として次の1節を加える。

第1節 民生局福祉こども部に属する機関

（子育て支援センター）

第29条 民生局福祉こども部子育て支援課の事務の一部を取り扱うため、次の子育て支援センターを設置する。

名 称	位 置
愛らんど追浜	横須賀市追浜本町1丁目28番地5
愛らんど田浦	横須賀市船越町6丁目77番地
愛らんどウェルシティ	横須賀市西逸見町1丁目38番地11
愛らんどよこすか	横須賀市小川町20番地
愛らんど久里浜	横須賀市久里浜6丁目14番2号
愛らんど西	横須賀市長坂1丁目2番2号

2 子育て支援センターに所長を置く。
3 所長は、民生局福祉こども部子育て支援課長の命を受け所掌事務を掌理する。

第30条 子育て支援センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 子育ての相談及び指導に関すること。
- (2) 子育て広場の運営に関すること。
- (3) 子育て情報の提供に関すること。

（ファミリー・サポート・センター）

第31条 民生局福祉こども部子育て支援課の事務の一部を取り扱うため、横須賀市小川町20番地にファミリー・サポート・センターを設置する。

2 ファミリー・サポート・センターに所長を置く。
3 所長は、民生局福祉こども部子育て支援課長の命を受け所掌事務を掌理する。

第32条 ファミリー・サポート・センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 子育ての援助活動に関すること。
- (2) 子育ての援助活動に係る研修及び交流事業に関すること。

第3章中第26条の5を第28条とする。

第26条の4の前の見出しを削り、同条第1項中「市民部市民生活課長」を「民生局地域支援部市民生活課長」に改め、同条第2項中「市民部市民生活課」を「民生局地域支援部市民生活課」に改め、同条を第27条とし、同条の前に見出しとして「（消費生活センター）」を付する。

第4章第4節の節名中「土木部」を「建設部」に改める。

第43条の前の見出しを削り、同条第1項の表以外の部分中「土木部土木計画課」を「建設部土木計画課」に改め、同条第3項中「土木部土木計画課長」を「建設部土木計画課長」に改め、第4章第4節中同条を第37条とし、同条の前に見出しとして「（自転車等保管所）」を付する。

第44条を第38条とする。

第45条の前の見出しを削り、同条第1項中「土木部道路維持課」を「建設部道路維持課」に改め、同条第3項中「土木部道路維持課長」を「建設部道路維持課長」に改め、同条第4項中「土木部道路維持課」を「建設部道路維持課」に改め、同条を第39条とし、同条の前に見出しとして「（道路維持センター）」を付する。

第46条を第40条とする。

第4章第5節の節名を削る。

第46条の2の前の見出しを削り、同条第1項中「みなと振興部港湾管理課」を「建設部港湾管理課」に改め、同条第3項中「みなと振興部港湾管理課長」を「建設部港湾管理課長」に改め、同条第4項中「みなと振興部港湾管理課」を「建設部港湾管理課」に改め、同条を第41条とし、同条の前に見出しとして「（ふ頭管理事務所）」を付する。

第46条の3を第42条とする。

第5章及び第6章を次のように改める。

第5章 公の施設

（デュオよこすか）

第43条 横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例（平成13年横須賀市条例第38号）第17条に定める館長は、市長室の職員のうちから市長室長が指名する。
第44条 デュオよこすかにおける市長室人権・ダイバーシティ推進課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 女性のための相談に関すること。
- (2) デュオよこすかの使用許可に関すること。
- (3) 男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進に係る情報の提供に関すること。
- (4) 男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進に係る活動の支援に関すること。
- (5) 男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進に係る学習機会の提供に関すること。
- (6) 男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進に係る調査及び研究に関すること。

（横須賀美術館）

第45条 美術館条例（平成18年横須賀市条例第35号）に定める横須賀美術館の博物館法（昭和26年法律第285号）第4条に定める館長は、文化スポーツ観光部長をもって充てる。

第46条 横須賀美術館における文化スポーツ観光部美術館運営課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 美術館事業の計画及び調整に関すること。
- (2) 美術館資料の保存及び管理に関すること。
- (3) 美術館資料の収集及び調査研究に関すること。
- (4) 展覧会、講演会等に関すること。
- (5) 美術に関する教育普及に関すること。
- (6) 美術館資料の利用に関すること。
- (7) 美術館事業の広報に関すること。
- (8) 美術品等取得基金の管理に関すること。
- (9) その他美術館業務に関すること。

（総合福祉会館）

第47条 総合福祉会館条例（平成5年横須賀市条例第15号）第

3条に定める館長は、民生局福祉こども部福祉施設課の職員のうちから民生局福祉こども部福祉施設課長が指名する。

第48条 総合福祉会館における民生局福祉こども部福祉施設課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 総合福祉会館の使用許可に関する事。
- (2) 総合福祉会館の使用料の徴収に関する事。

(点字図書館)

第49条 横須賀市点字図書館条例(平成20年横須賀市条例第28号)に定める点字図書館に館長を置き、民生局福祉こども部障害福祉課の職員のうちから民生局福祉こども部障害福祉課長が指名する。

第50条 点字図書館における民生局福祉こども部障害福祉課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 点字図書館に関する事。

(横須賀市放課後児童クラブ)

第51条 横須賀市放課後児童クラブ設置条例(平成30年横須賀市条例第82号)第3条に定める施設長は、民生局福祉こども部子育て支援課の職員のうちから民生局福祉こども部子育て支援課長(放課後児童対策を所掌する担当課長が置かれた場合は、当該担当課長)が指名する。

第52条 横須賀市放課後児童クラブにおける民生局福祉こども部子育て支援課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 横須賀市放課後児童クラブの使用許可に関する事。
- (2) 横須賀市放課後児童クラブの使用料の徴収に関する事。
- (3) 横須賀市放課後児童クラブの管理及び運営に関する事。

(青少年の家)

第53条 青少年の家条例(昭和43年横須賀市条例第13号)第3条に定める館長(田浦青少年自然の家の館長を除く。)は、民生局福祉こども部子育て支援課の職員のうちから民生局福祉こども部子育て支援課長(青少年の家に関する事務を所掌する担当課長が置かれた場合は、当該担当課長)が指名する。

第54条 青少年の家における民生局福祉こども部子育て支援課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 青少年の余暇活動に関する事。
- (2) 青少年と地域住民との交流に関する事。
- (3) 放課後児童の育成及び指導に関する事。
- (4) 青少年の家(田浦青少年自然の家を除く。)の使用許可に関する事。
- (5) 青少年の家(青少年会館に限る。)の使用料の徴収に関する事。
- (6) 青少年の家(田浦青少年自然の家を除く。)の管理に関する事(青少年会館に限る。)
- (7) 田浦青少年自然の家に関する事(青少年会館に限る。)

(保育園及びこども園)

第55条 保育園条例(昭和26年横須賀市条例第69号)第4条に定める園長は、民生局福祉こども部子育て支援課の職員のうちから民生局福祉こども部子育て支援課長が指名する。

2 こども園条例(令和3年横須賀市条例第37号)に定めるこども園に園長を置き、民生局福祉こども部子育て支援課の職員のうちから民生局福祉こども部子育て支援課長が指名する。

第56条 保育園及びこども園における民生局福祉こども部子育て支援課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 園児の教育・保育に関する事。
- (2) 園児の給食に関する事。
- (3) 園児の健康管理に関する事。
- (4) 園児の入園に関する事。
- (5) 子育て相談に関する事。

(市民活動サポートセンター)

第57条 市民活動サポートセンター(市民活動サポートセンター条例(平成11年横須賀市条例第38号)第2条第2項に規定する分館に限る。次条において同じ。)の同条例第3条に定める館長は、民生局地域支援部市民生活課の職員のうちから民

生局地域支援部市民生活課長が指名する。

第58条 市民活動サポートセンターにおける民生局地域支援部市民生活課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 市民活動サポートセンターの使用許可に関する事。(コミュニティセンター)

第59条 コミュニティセンター条例(平成19年横須賀市条例第58号)第4条に定める館長は、民生局地域支援部の職員のうちから民生局地域支援部長が指名する。

第60条 コミュニティセンターにおける民生局地域支援部地域コミュニティ支援課及び行政センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) コミュニティセンターの使用許可に関する事。
- (2) コミュニティセンターの使用料の徴収に関する事。
- (3) 定期講座、講習会、講演会等の開催に関する事。
- (4) 自治活動及び生涯学習に関する情報の収集及び提供に関する事。
- (5) その他コミュニティセンター業務に関する事。

(火葬場)

第61条 火葬場条例(昭和39年横須賀市条例第31号)第3条に定める場長は、民生局健康部健康総務課の職員のうちから民生局健康部健康総務課長が指名する。

第62条 火葬場における民生局健康部健康総務課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 火葬場等の使用許可に関する事。
- (2) 火葬場等の使用料の徴収に関する事。

(健康増進センター)

第63条 健康増進センター条例(平成12年横須賀市条例第65号)第3条に定める場長は、民生局健康部健康総務課の職員のうちから民生局健康部健康総務課長が指名する。

第64条 健康増進センター(駐車場に限る。以下この条において同じ。)における民生局健康部健康総務課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 健康増進センターの利用許可に関する事。
- (2) 健康増進センターの使用料の徴収に関する事。

(健診センター)

第65条 保健センター条例(平成17年横須賀市条例第32号)第4条に定める館長(健診センターの館長に限る。)は、民生局健康部健康管理支援課の職員のうちから民生局健康部健康管理支援課長が指名する。

第66条 健診センターにおける民生局健康部健康管理支援課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 健康診査(乳幼児健康診査を除く。)の実施に関する事。
- (2) 保健指導の実施に関する事。
- (3) 健診センターの使用許可に関する事。
- (4) 健診センターの使用料の徴収に関する事。

(健康福祉センター)

第67条 保健センター条例第4条に定める館長(健康福祉センターの館長に限る。)は、民生局健康部地域健康課の職員のうちから民生局健康部地域健康課長が指名する。

第68条 健康福祉センターにおける民生局健康部地域健康課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 保健福祉の総合相談及び支援に関する事。
- (2) 母子健康教育の実施に関する事。
- (3) 乳幼児健康診査の実施に関する事。
- (4) 母子健康手帳の交付に関する事。
- (5) 予防接種、妊産婦健康診査及び新生児聴覚検査の申請の受付に関する事。
- (6) 介護保険及び難病医療費助成等の申請の受付に関する事。
- (7) その他健康福祉センターにおいて処理する必要があると認められる事務に関する事。

(健康安全科学センター)

第69条 健康安全科学センター条例(昭和41年横須賀市条例第18号)に定める健康安全科学センターに所長を置き、保健所健康安全科学センター所長をもって充てる。

第70条 健康安全科学センターにおける保健所健康安全科学センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 感染症の微生物学的試験検査に関すること。
- (2) 臨床検査に関すること。
- (3) 食品、家庭用品等の試験検査に関すること。
- (4) 大気、水質、廃棄物等の試験検査に関すること。
- (5) その他必要な試験検査に関すること。
- (6) 前各号に規定する検査に係る調査研究に関すること。

(リサイクルプラザ)

第71条 リサイクルプラザ条例(平成13年横須賀市条例第11号)第3条に定める館長は、環境部環境施設課の職員のうちから環境部環境施設課長が指名する。

第72条 リサイクルプラザにおける環境部環境施設課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) リサイクルプラザの使用許可に関すること。
- (2) リサイクルに関する学習機会の提供に関すること。

第6章 附属機関

(附属機関)

第73条 法令の定めるところにより設置された附属機関の庶務は、次の課において行う。

- (1) 横須賀市防災会議 市長室危機管理課
- (2) 横須賀市国民保護協議会 市長室危機管理課
- (3) 横須賀市行政不服審査会 総務部総務課
- (4) 横須賀市スポーツ推進審議会 文化スポーツ観光部スポーツ振興課
- (5) 横須賀市民生委員推薦会 民生局福祉こども部福祉総務課
- (6) 横須賀市社会福祉審議会 民生局福祉こども部福祉総務課
- (7) 横須賀市障害支援区分等判定審査会 民生局福祉こども部障害福祉課
- (8) 横須賀市介護認定審査会 民生局福祉こども部介護保険課
- (9) 横須賀市児童福祉審議会 民生局福祉こども部子育て支援課
- (10) 横須賀市青少年問題協議会 民生局福祉こども部子育て支援課
- (11) 横須賀市国民健康保険運営協議会 民生局健康部健康保険課
- (12) 横須賀市感染症診査協議会 民生局健康部保健所保健予防課
- (13) 横須賀市小児慢性特定疾病審査会 民生局こども家庭支援センターこども給付課
- (14) 横須賀市廃棄物減量等推進審議会 環境部環境政策課
- (15) 横須賀市駐留軍関係離職者等対策協議会 経済部経済企画課
- (16) 横須賀市都市計画審議会 都市部都市計画課
- (17) 建築審査会 都市部都市計画課
- (18) 開発審査会 都市部都市計画課
- (19) 横須賀市港湾審議会 建設部港湾企画課

2 条例の定めるところにより設置された附属機関の庶務は、次の課において行う。

- (1) 横須賀市人権施策推進会議 市長室人権・ダイバーシティ推進課
- (2) 横須賀市男女共同参画及び多様な性の尊重に関する審議会 市長室人権・ダイバーシティ推進課
- (3) 横須賀市総合計画審議会 経営企画部都市戦略課
- (4) 横須賀市政策推進・行政評価委員会 経営企画部都市戦略課
- (5) 市街地再開発事業等に係る検討業務事業者選考委員会 経営企画部まちづくり政策課
- (6) 横須賀市個人情報保護審査会 総務部総務課
- (7) 横須賀市個人情報保護運営審議会 総務部総務課
- (8) 横須賀市行政手続審査会 総務部総務課
- (9) 横須賀市情報公開審査会 総務部総務課
- (10) 横須賀市特別職報酬等審議会 総務部人事課

- (11) 横須賀市財産評価委員会 財務部財務管理課
 - (12) 横須賀市入札監視委員会 財務部契約課
 - (13) 横須賀市文化振興審議会 文化スポーツ観光部文化振興課
 - (14) 近代歴史遺産活用事業推進協議会 文化スポーツ観光部文化振興課
 - (15) 芸術劇場等指定管理者選考委員会 文化スポーツ観光部文化振興課
 - (16) 横須賀市体育功労者選考委員会 文化スポーツ観光部スポーツ振興課
 - (17) 商業振興補助事業審査委員会 文化スポーツ観光部商業振興課
 - (18) 横須賀市観光振興推進委員会 文化スポーツ観光部観光課
 - (19) 横須賀美術館運営評価委員会 文化スポーツ観光部美術館運営課
 - (20) 横須賀美術館美術品評価委員会 文化スポーツ観光部美術館運営課
 - (21) 横須賀市生活環境保全審議会 民生局福祉こども部福祉総務課
 - (22) 障害者の情報・コミュニケーションに関する協議会 民生局福祉こども部障害福祉課
 - (23) 横須賀市介護保険運営協議会 民生局福祉こども部介護保険課
 - (24) 介護認定審査調整委員会 民生局福祉こども部介護保険課
 - (25) 公立保育園移管法人選考委員会 民生局福祉こども部子育て支援課
 - (26) 横須賀市市民協働審議会 民生局地域支援部市民生活課
 - (27) 横須賀市住居表示審議会 民生局地域支援部窓口サービス課
 - (28) 池上コミュニティセンター指定管理者審査委員会 衣笠行政センター
 - (29) 横須賀市保健医療対策協議会 民生局健康部健康総務課
 - (30) 横須賀市立病院運営委員会 民生局健康部市立病院課
 - (31) 横須賀市予防接種健康被害調査委員会 民生局健康部保健所企画課
 - (32) 横須賀市感染症対策委員会 民生局健康部保健所保健予防課
 - (33) 横須賀市環境審議会 環境部ゼロカーボン推進課
 - (34) 横須賀市廃棄物処理施設専門委員会 環境部廃棄物対策課
 - (35) 横須賀産業ビジョン推進委員会 経済部経済企画課
 - (36) 横須賀市人・農地プラン検討委員会 経済部農水産業振興課
 - (37) 農業委員会委員候補者選考委員会 経済部農水産業振興課
 - (38) 横須賀市特定建築等行為紛争調整委員会 都市部都市計画課
 - (39) 横須賀市土地利用調整審議会 都市部都市計画課
 - (40) 横須賀市景観審議会 都市部まちなみ景観課
- 第7章中第75条を第74条とし、第76条から第79条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 横須賀市市民協働推進条例施行規則(平成13年横須賀市規則第73号)の一部を次のように改正する。
第9条中「市民部市民生活課」を「民生局地域支援部市民生活課」に改める。
- 3 地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例施行規則(平成24年横須賀市規則第55号)の一部を次のように改正する。
第2条中「市民部市民生活課」を「民生局地域支援部市民生活課」に改める。
- 4 犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則(平成20

年横須賀市規則第72号)の一部を次のように改正する。
第5条第1項中「市民部長」を「民生局地域支援部長」に改める。

第7条中「市民部地域安全課」を「民生局地域支援部地域安全課」に改める。

5 職員特殊勤務手当支給条例施行規則(昭和28年横須賀市規則第48号)の一部を次のように改正する。

第4条中「こども育成部」を「民生局健康部(保健所を除く。)」に改める。

6 福祉事務所事務分掌規則(平成17年横須賀市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第2条列記事項中「健康長寿課 こども青少年給付課 保育課 こども家庭支援課」を「介護保険課 子育て支援課 こども家庭支援課 こども給付課」に改める。

第3条第3項中「民生局福祉部長」を「民生局福祉こども部長」に改め、同条第4項中「民生局福祉部、民生局こども育成部」を「民生局福祉こども部」に改める。

第6条健康長寿課の部各号列記以外の部分中「健康長寿課」を「介護保険課」に改め、同条こども青少年給付課の部を削り、同条保育課の部各号列記以外の部分中「保育課」を「子育て支援課」に改め、同条こども家庭支援課の部の次に次のように加える。

こども給付課

(1) ひとり親家庭等の支援に関すること。

7 給食施設の栄養管理に関する条例等施行取扱規則(平成15年横須賀市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第5号様式中「健康部保健所健康づくり課」を「民生局健康部健康増進課」に改める。

8 都市公園条例施行規則(昭和34年横須賀市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「環境政策部公園管理課」を「建設部公園管理課」に改める。

横須賀市規則第4号

副市長事務分担規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上地 克明

副市長事務分担規則の一部を改正する規則

副市長事務分担規則(令和3年横須賀市規則第98号)の一部を次のように改正する。

第2条田中副市長の部第1号中「市民部」を「民生局地域支援部」に改め、同部第2号中「環境政策部」を「環境部」に改め、同部第3号を削り、同部第4号を同部第3号とし、同部第5号中「土木部」を「建設部」に改め、同部第6号を削り、同部第7号を同部第5号とし、同部第8号を同部第6号とし、同条上条副市長の部第3号中「福祉部」を「民生局福祉こども部」に改め、同部第4号中「健康部」を「民生局健康部」に改め、同部第5号を削り、同部第6号中「こども家庭支援センター」を「民生局こども家庭支援センター」に改め、同部第7号を同部第5号とし、同部第8号を同部第6号とし、同部第9号を同部第7号とする。

第3条第1項ただし書中「市長室に属する事務」の次に「及び経営企画部に属する事務(経営企画部まちづくり政策課及び経営企画部事業用地課の所掌事務に限る。)」を加え、「総務部」を「に属する事務(経営企画部まちづくり政策課及び経営企画部事業用地課の所掌事務を除く。)」並びに「総務部」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第5号

横須賀市情報セキュリティ規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市情報セキュリティ規則の一部を改正する規則

横須賀市情報セキュリティ規則(平成29年横須賀市規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条第2項関係)

行政組織条例(昭和44年横須賀市条例第24号)第1条第1項各号に掲げる部の部長及び担当部長 上下水道局事務分掌規程(昭和42年横須賀市水道企業管理規程第1号)第2条各号に掲げる部の部長 消防局長 議会局長 教育委員会事務局等事務分掌規則(平成10年横須賀市教育委員会規則第3号)第2条各号に掲げる部の部長 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局

附則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第6号

公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上地 克明

公印規則の一部を改正する規則

公印規則(昭和28年横須賀市規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1 神奈川県横須賀市長之印参の項中「神奈川県横須賀市長之印参」を「神奈川県横須賀市長之印五」に、「市民生活課長」を「福祉総務課長」に、「市民部」を「福祉こども部」に改め、同表神奈川県横須賀市長之印五の項中「神奈川県横須賀市長之印五」を「神奈川県横須賀市長之印参」に、「福祉総務課長」を「市民生活課長」に、「福祉部」を「地域支援部」に改め、同表神奈川県横須賀市長之印拾八の項を削り、同表神奈川県横須賀市長之印拾壱の項中「15-2」を「15」に改め、同表神奈川県横須賀市長之印九の項を削り、同表神奈川県横須賀市長之印六の項中「資源循環政策課長」を「環境政策課長」に、「資源循環部」を「環境部」に改め、同表神奈川県横須賀市長之印拾九の項中

Table with 4 columns: 土木計画課長, 土木部の所掌事務の横書き一般公文書, 木印, 1

Table with 4 columns: 土木計画課長, 建設部の所掌事務の横書き一般公文書, 木印, 1

横須賀市長之印拾参の項を削り、同表神奈川県横須賀市長之印拾四の項中「21」を「20」に改め、同表神奈川県横須賀市長之印拾五の項中「22」を「21」に改め、同表神奈川県横須賀市長之印拾六の項中「23」を「22」に改め、同項の次に次のように加える。

Table with 6 columns: 危機管理課専用神奈川県横須賀市長之印, 23, かい書てん書, 方21, 危機管理課長, 危機管理課の所掌事務の文書, 木印, 1

別表第1中

Table with 2 columns: 資産証明専, 資産税課

用神奈川県横須賀市長之印	28	かい書てん書	方21	資産税課長	の所掌事務に関する証明書	木印	1
危機管理課専用神奈川県横須賀市長之印	28-2	かい書てん書	方21	危機管理課長	危機管理課の所掌事務の文書	木印	1

を

資産証明専用神奈川県横須賀市長之印	28	かい書てん書	方21	資産税課長	資産税課の所掌事務に関する証明書	木印	1
-------------------	----	--------	-----	-------	------------------	----	---

に

改め、同表何々行政センター専用神奈川県横須賀市長之印の項の次に次のように加える。

健康保険課専用神奈川県横須賀市長之印	30-2	かい書てん書	方21	健康保険課長	健康保険課の所掌事務の文書	木印	1
--------------------	------	--------	-----	--------	---------------	----	---

別表第1保健所専用神奈川県横須賀市長之印の項中「保健所健康づくり課長」を「保健所企画課長」に改め、同表道路証明専用神奈川県横須賀市長之印の項中「道路管理課長」を「土木用地課長」に改め、同表神奈川県横須賀市会計管理者職務代理者之印の項の次に次のように加える。

横須賀美術館之印	40-2	てん書	方30	美術館運営課長	横須賀美術館の所掌事務の文書	木印	1
----------	------	-----	-----	---------	----------------	----	---

別表第1横須賀市保健所印の項中「保健所健康づくり課長」を「保健所企画課長」に改め、同表中

横須賀市何々部長之印	44	てん書	方21	各部庶務担当課長	市長又は副市長の職務代理を行う場合の一般公文書部の所掌事務で部長以下の専決ができる法令上の効果を有しない文書	木印	各1
横須賀市市長室長之印	44-2	てん書	方21	秘書課長			1
横須賀市こども家庭支援センター長之印	44-3	てん書	方21	こども家庭支援課長			1

を

横須賀市何々部長之印	44	てん書	方21	各部総務担当課長	市長又は副市長の職務代理を行う場合の一般公文書部の所掌事務で部長以下の専決ができる法令上の効果を有しない文書	木印	各1
横須賀市市長室長之印	44-2	てん書	方21	秘書課長			1
横須賀市民生局こども家庭支援センター長之印	44-3	てん書	方21	こども家庭支援課長			1
横須賀美術館長之印	44-4	てん書	方21	美術館運営課長	横須賀美術館長の所掌事務の横書き文書	木印	1
	44			美術館	横須賀美術館長の		

横須賀美術館長之印	5	てん書	方35	運営課長	所掌事務の縦書き文書	木印	1
-----------	---	-----	-----	------	------------	----	---

に、

障害福祉課長	保育課長
--------	------

を

障害福祉課長	子育て支援課長
--------	---------

に改め、

同表横須賀市保健所長

之印の項中「保健所健康づくり課長」を「保健所企画課長」に改め、同表横須賀市男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員之印の項中「人権・男女共同参画課長」を「人権・ダイバーシティ推進課長」に改め、同表横須賀市児童福祉審議会委員長之印の項中「こども育成総務課長」を「子育て支援課長」に改める。

別表第2中

神奈川県横須賀市長之印参	13	神奈川県横須賀市長之印五	14
--------------	----	--------------	----

を

神奈川県横須賀市長之印五	13	神奈川県横須賀市長之印参	14
--------------	----	--------------	----

に、

神奈川県横須賀市長之印八	15	神奈川県横須賀市長之印壹	15-2	神奈川県横須賀市長之印九	15-3
--------------	----	--------------	------	--------------	------

を

神奈川県横須賀市長之印壹	15	神奈川県横須賀市長之印参	20	神奈川県横須賀市長之印四	21
--------------	----	--------------	----	--------------	----

に、

を

神奈川県横須賀市長之印四	20	に、「22」を「21」に、	神奈川県横須賀市長之印六	23
--------------	----	---------------	--------------	----

を

神奈川県横須賀市長之印六	22	危機管理課神奈川県横須賀市長専用	23
--------------	----	------------------	----

に、

資産証明神奈川県横須賀市長専用	28	危機管理課神奈川県横須賀市長専用	28-2	資産証明神奈川県横須賀市長専用	28
-----------------	----	------------------	------	-----------------	----

を

に、

何々行政神奈川県横須賀市長センター専用	30	何々行政神奈川県横須賀市長センター専用	30	健康保険課神奈川県横須賀市長専用	30-2
---------------------	----	---------------------	----	------------------	------

を

に、

神奈川県横須賀市会計管理者職務代理者之印	40	神奈川県横須賀市会計管理者職務代理者之印	40	横須賀美術館之印	40-2
----------------------	----	----------------------	----	----------	------

を

に、

「 44-3 横須賀市子ども家庭支援センター長之印」を「 44-3 横須賀市民生局子ども家庭支援センター長之印」

「 44-4 横須賀美術館長之印」

「 44-5 長美横之術須賀印館賀」に

改める。

別表第3中

健康保険課長	健康保険課の所管事務で部長以下の専決できる文書のうち電子計算機に記録した公印の印影（以下「電子印影」という。）を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの	窓口サービス課長	窓口サービス課の所管事務で部長以下の専決できる文書のうち電子計算機に記録した公印の印影（以下「電子印影」という。）を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
窓口サービス課長	窓口サービス課の所管事務で部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの	健康保険課長	健康保険課の所管事務で部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの

に、

神奈川県横須賀市長之印	てん書	方21	納税課長	納税課の所管事務で部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
-------------	-----	-----	------	--

に、

神奈川県横須賀市長之印	てん書	方21	人事課長	庶務システムによる人事異動通知書
			納税課長	納税課の所管事務で部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの

窓口サービス課長	窓口サービス課の所管事務で部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必
----------	--

障害福祉課長	障害福祉課の所管事務で部
--------	--------------

障害福祉課長	要があるものと認められるもの
	障害福祉課の所管事務で部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの

を

	長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
--	--

に、

健康保険課長	健康保険課の所管事務で部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
--------	--

を

子育て支援課長	子育て支援課の所管事務で部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
窓口サービス課長	窓口サービス課の所管事務で部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの

に、

子ども青少年給付課長	子ども青少年給付課の所管事務で部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
------------	--

保育課長	保育課の所管事務で部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
------	--

を

子育て支援課長	子育て支援課の所管事務で部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
---------	---

に、

保育課長	保育課の所管事務で部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの	健康保険課長	健康保険課の所管事務で部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
窓口サービス課長	窓口サービス課の所管事務で部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの	介護保険課長	介護保険課の所管事務で部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
介護保険課長	介護保険課の所管事務で部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの	窓口サービス課長	窓口サービス課の所管事務で部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの

を に改め、同表

横須賀市福祉事務所長之印の項中「保育課長」を「子育て支援課長」に、「保育課の」を「子育て支援課の」に改め、同表に次のように加える。

横須賀市消防長之印	10	横 須 賀 市 消 防 長 之 印	れい書	方21	消防局総務課長	庶務事務システムによる人事異動通知書
-----------	----	-------------------	-----	-----	---------	--------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第7号

職員の希望降任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

職員の希望降任に関する規則の一部を改正する規則

職員の希望降任に関する規則（平成16年横須賀市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第1号様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

第2号様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第8号

復職手続き及び職場適応訓練に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

復職手続き及び職場適応訓練に関する規則の一部を改正する規則

復職手続き及び職場適応訓練に関する規則（平成17年横須賀市規則第19号）の一部を次のように改正する。

題名中「復職手続き」を「復職手続」に改める。

第1条中「手続き」を「手続」に改める。

第3号様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

第5号様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第9号

横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年横須賀市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中第18号を第21号とし、第12号から第17号までを3号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の3号を加える。

(12) 会計年度任用職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合であって、会計年度任用職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別に定める期間内における3日の範囲内の期間

(13) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にあるときにおいて、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(14) 会計年度任用職員が不妊治療又は不育治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められるとき 1年度につき5日の範囲内の期間

第14条第2項中「第9号」を「第14号」に、「同項第10号から第18号まで」を「同項第15号から第21号まで」に改める。

第15条第1項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第16条第1項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第10号

結核性疾患により休養を要する職員の休職手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

結核性疾患により休養を要する職員の休職手続に関する規則の一部を改正する規則

結核性疾患により休養を要する職員の休職手続に関する規則（昭和27年横須賀市規則第17号）の一部を次のように改正す

る。
 第1号様式中「横須賀市長殿」を「(あて先)横須賀市長」に、「氏名」を「氏名」に改め、「(B5)」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

第2号様式中「横須賀市長殿」を「(あて先)横須賀市長」に、「氏名」を「氏名」に改め、「(B5)」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第11号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年横須賀市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

5 前2項の規定にかかわらず、任命権者は、職員が健康の保持増進及び時間外勤務の抑制並びにワークライフバランスの推進を図るため時差出勤(職員が条例第3条第2項に規定する1日の勤務時間を変更せず、前2項の規定により割り振られた勤務時間と異なる時間に勤務時間の割振りを変更されて勤務することをいう。以下この項において同じ。)を申し出た場合であって、業務に支障がないと所属長が認めるときは、当該職員の勤務時間の割振りを時差出勤の時間に変更することができる。

別表第1 総務課(警備員)の項中「午後5時15分から」を「午後5時から」に改め、同表公用車庫の項の次に次のように加える。

美術館(学芸業務を担当する職員以外の職員)	次の各号に掲げる期間において当該各号に定める2交代制とし、4週間につき職員ごとに文化スポーツ観光部美術館運営課長が指定する8日を週休日とする。 (1) 1月から5月まで(4月29日から5月5日までの日を除く。)及び10月から12月まで 次の2交代制 ア 午前9時から午後5時45分まで イ 午前10時から午後6時45分まで (2) 6月から9月まで(土曜日を除く。) 次の2交代制 ア 午前9時から午後5時45分まで イ 午前11時から午後7時45分まで (3) 6月から9月までの土曜日及び4月29日から5月5日までの日 次の2交代制 ア 午前9時から午後5時45分まで イ 正午から午後8時45分まで	1日1時間の範囲内で文化スポーツ観光部美術館運営課長が定める。
-----------------------	---	---------------------------------

美術館(学芸業務を担当する職員)	まで 午前9時30分から午後6時15分まで(次の各号に掲げる期間にあっては、当該各号に定める2交代制)とし、4週間につき職員ごとに文化スポーツ観光部美術館運営課長が指定する8日を週休日とする。 (1) 6月から9月まで(土曜日を除く。) 次の2交代制 ア 午前9時30分から午後6時15分まで イ 午前11時から午後7時15分まで (2) 6月から9月までの土曜日及び4月29日から5月5日までの日 次の2交代制 ア 午前9時30分から午後6時15分まで イ 正午から午後8時15分まで	1日1時間の範囲内で文化スポーツ観光部美術館運営課長が定める。
------------------	--	---------------------------------

別表第1 市民サービスセンター中央店の項中「市民部窓口サービス課長」を「民生局地域支援部窓口サービス課長」に改め、同表中央斎場の項中「健康部健康総務課長」を「民生局健康部健康総務課長」に改め、同表保育園(保育士)の項、保育園(給食調理員)の項及び保育園(用務員)の項中「保育園」を「保育園・認定こども園」に、「こども育成部保育課長」を「民生局福祉こども部子育て支援課長」に改め、同表青少年会館の項中「こども育成部こども育成総務課長」を「民生局福祉こども部放課後児童対策担当課長」に改め、同表資源循環久里浜事務所の項中「資源循環久里浜事務所」を「久里浜収集事務所」に、「資源循環部資源循環久里浜事務所」を「環境部久里浜収集事務所」に改め、同表リサイクルプラザの項中「資源循環部資源循環施設課長」を「環境部環境施設課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第12号

職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則(平成26年横須賀市規則第49号)の一部を次のように改正する。

別記様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第13号

横須賀市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市職員の退職管理に関する規則(平成28年横須賀市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「民生局福祉部長」を「民生局福祉こども部

長」に改め、同条第3号を削り、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 民生局地域支援部長

第10条第8号中「教育機関」の次に「(横須賀美術館を除く。)」を加え、「、美術館にあっては美術館運営課長」を削る。

第1号様式(表)中「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第14号

安全衛生委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

安全衛生委員会規則の一部を改正する規則

安全衛生委員会規則(昭和54年横須賀市規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表こども育成部・こども家庭支援センター所管事業場職員安全衛生委員会の項中「こども育成部・こども家庭支援センター所管事業場職員安全衛生委員会」を「子育て支援課・こども家庭支援センター所管事業場職員安全衛生委員会」に、「こども育成部及びこども家庭支援センター所管事業場」を「子育て支援課及びこども家庭支援センター所管事業場」に、「4」を「5」に改め、同表資源循環部所管事業場職員安全衛生委員会の項中「資源循環部所管事業場職員安全衛生委員会」を「環境部所管事業場職員安全衛生委員会」に改め、同表資源循環久里浜事務所職員安全衛生委員会の項中「資源循環久里浜事務所職員安全衛生委員会」を「久里浜収集事務所職員安全衛生委員会」に、「資源循環久里浜事務所」を「久里浜収集事務所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第15号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則(昭和34年横須賀市規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表8級の職務のうち局長の職務にある者の項中「120,000」を「130,000」に改め、同表中

8級の職務のうち 部長の職務にある者	110,000
8級の職務のうち 1種の部長の職務にある者	120,000
8級の職務のうち 2種の部長の職務にある者	110,000
8級の職務のうち 3種の部長の職務にある者	100,000

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

1 1種の部長の職務とは、市長室長、経営企画部長、総務部長、財務部長、文化スポーツ観光部長、

民生局福祉こども部長又は経済部長の職務をいう。

2 2種の部長の職務とは、市長室の担当部長、まちづくり政策担当部長、民生局地域支援部長、民生局健康部長、民生局こども家庭支援センター長、環境部長、都市部長、建設部長、みどり政策担当部長、港湾担当部長又は消防局長の職務をいう。

3 3種の部長の職務とは、1種の部長の職務及び2種の部長の職務以外の部長の職務をいう。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 令和6年3月31日までの間、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において改正後の職員の管理職手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第2条の規定により管理職手当(8級の職務にある者の管理職手当に限る。以下同じ。)を支給される職員(施行日に新たに管理職手当を支給されることとなった職員を除く。)の改正後の規則第3条第1項の規定により計算して得た管理職手当の額(職員給与条例(昭和26年横須賀市条例第5号)附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、改正後の規則附則第2項の規定により計算して得た管理職手当の額)が、改正前の職員の管理職手当に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第3条第1項の規定により計算して得た管理職手当の額(職員給与条例附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、改正前の規則附則第2項の規定により計算して得た管理職手当の額)(以下「旧手当額」という。)に満たないときは、旧手当額を改正後の規則の規定による管理職手当の額として支給する。

横須賀市規則第16号

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則

予算決算及び会計規則(昭和39年横須賀市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「教育機関」の次に「(横須賀美術館を除く。)」を加え、「、美術館にあっては美術館運営課長」を削る。

第3条後段中「。以下「省令」という。」を削る。

第21条第2項中「令」を「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)」に、「更正通知書」を「支出負担行為兼支出命令書(公共料金引落明細)」に改める。

第28条第1項中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

第37条第1号ア中「参加者負担金」の次に「並びに市長室人権・ダイバーシティ推進課の資料複写の費用及び講座等の参加者負担金」を加え、同号エ中「参加者負担金」の次に「、体育会館(個人使用の場合に限る。)の使用料並びに文化スポーツ観光部美術館運営課の観覧料、特別利用料、ワークショップ利用者負担金、駐車場の使用料、資料複写の費用及び物品売払代」を加え、同号カからクまでを次のように改める。

カ 療育相談センターの使用料、手数料及び資料複写の費用、民生局福祉こども部子育て支援課の一時預かり事業に係る利用者負担金、病児・病後児保育センターの使用料並びに青少年会館の使用料、資料複写の費用及び行事等の参加者負担金

キ 民生局地域支援部窓口サービス課の手数料及び物品売払代、行政センターの手数料、電話使用料及び物品売払代、コミュニティセンターの使用料、電話使用料、資料複写の費用、印刷機利用の費用及び講座等の参加者負担金並びに市民活動サポートセンターの資料複写の費用及び印刷機利用の費用

ク 民生局健康部健康総務課の駐車場の使用料、市立看護専門学校の入学検定料、入学金、証明書交付手数料及び

資料複写の費用、民生局健康部健康増進課の講座等の参加者負担金、民生局健康部健康管理支援課の使用料、手数料及び講座等の参加者負担金、保健所企画課の使用料及び手数料並びに保健所生活衛生課の手数料

第37条第1号ケを削り、同号コ中「許可業者等」を「継続的
事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者等」に、「リサイクルプラ
ザ」を「環境部環境施設課」に改め、同号コを同号ケとし、
同号サ中「市営住宅課、開発指導課及び建築指導課」を「都市
部市営住宅課、都市部開発指導課及び都市部建築指導課」に、
「開発指導課の」を「都市部開発指導課の」に改め、同号サを
同号コとし、同号シ中「土木部道路管理課」を「建設部土木用
地課」に改め、同号シを同号サとし、同号サの次に次のように
加える。

シ 有料公園施設及びしょうぶ園の使用料（口頭による使用
許可申請の場合に限る。）、建設部公園管理課の駐車
場の使用料、猿島公園の入園料及びしょうぶ園の入園
料、都市公園の土地の使用料（指定管理者が都市公園条
例（昭和34年横須賀市条例第18号）第9条第1項第2号
の規定による許可をした場合に限る。）並びに公園墓地
の休憩室の使用料及び公園墓地使用許可書書換え等手数
料

第37条第1号ス中「みなと振興部港湾企画課」を「建設部港
湾企画課」に改め、「及びみなと振興部港湾管理課の駐車場の
使用料」を削り、同号ソ中「生涯学習課」を「教育総務部生涯
学習課」に改め、「、体育会館（個人使用の場合に限る。）の
使用料」を削り、「博物館運営課」を「自然・人文博物館博物
館運営課」に改め、「、美術館運営課における観覧料、特別利
用料、ワークショップ利用者負担金、駐車場の使用料、資料複
写の費用及び物品売払代」を削る。

第50条第1項ただし書中「第54条第12号」を「第54条第13
号」に改める。

第54条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第
11号までを1号ずつ繰り上げ、第10号の次に次の1号を加え
る。

(1) 市外における自動車の給油及び借上げに要する費用
第54条中第20号を第21号とし、第12号から第19号までを1号
ずつ繰り下げ、第13号の前に次の1号を加える。

(12) 次に掲げる場合におけるタクシー（道路運送法（昭和26
年法律第183号）第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運
送事業を営業者がその事業の用に供する自動車をいう。）の
利用に要する費用

ア 市外において利用する場合

イ 緊急時において利用する場合

第58条第1項ただし書中「公共料金口座振替一覧表及び公共
料金支出明細表」を「支出負担行為兼支出命令書（公共料金）」
に改める。

第60条第21号を次のように改める。

(21) 学校運営協議会等推進事業委託料

第60条に次の1号を加える。

(25) かながわ自立支援給付費等支払システム再構築に係る業
務委託料

第64条中「指定代理納付者」を「法第231条の2の3第1項
に規定する指定納付受託者」に改める。

第69条第1項中「為替取引」を「為替取引」に改める。

第100条第1項の表中

「会計課 諸税金、使用料、手数料その他の諸 入 を
収入」

「会計課 諸税金、使用料、手数料その他の諸 入 を
収入」

市長室人権・ダイバーシティ推進課 市長室人権・ダイバーシティ推進課 主管の諸収入 に、
推進課」

「文化スポーツ観 文化スポーツ観光部文化振興課主管 を
光部文化振興課」

光部文化振興課 の諸収入

「文化スポーツ観 文化スポーツ観光部文化振興課主管
光部文化振興課 の諸収入
文化スポーツ観 文化スポーツ観光部美術館運営課主 管の観覧料、特別利用料、駐車場の
光部美術館運営 課 使用料、物品売払代及び諸収入」

「市民部市民生活 市民部市民生活課主管の諸収入
課」

市民部地域コ 市民部地域コミュニティ支援課主管
ミュニティ支援 の諸収入
課

市民部人権・男 市民部人権・男女共同参画課主管の
女共同参画課 諸収入

市民部窓口サー 諸税金、使用料、手数料、物品売払
ビス課 代その他の諸収入

民生局福祉部福 民生局福祉部福祉総務課主管の使用
祉総務課 料その他の諸収入

民生局福祉部地 民生局福祉部地域福祉課主管の諸収
域福祉課 入

民生局福祉部介 介護保険料、事故賠償金、不正利得
護保険課 返還金及び不当利得返還金

民生局福祉部健 国民健康保険料及び後期高齢者医療
康保険課 保険料並びに国民健康保険の一部負
担金、事故賠償金、不正利得返還金
及び不当利得返還金

民生局健康部健 民生局健康部健康総務課主管の使用
康総務課 料、手数料その他の諸収入

民生局健康部市 民生局健康部市立病院課主管の使用
立病院課 料、手数料その他の諸収入

民生局健康部健 民生局健康部健康安全科学センター
康健康安全科学セ 主管の手数料その他の諸収入
ンター

民生局こども育 民生局こども育成部こども育成総務
成部こども育成 課主管の使用料その他の諸収入
総務課

民生局こども育 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金
成部こども青少 及び民生局こども育成部こども青少
年給付課 年給付課主管の手数料その他の諸収
入

民生局こども育 民生局こども育成部こども健康課主
成部こども健康 管の諸収入
課

民生局こども育 民生局こども育成部保育課主管の負
成部保育課 担金、使用料その他諸収入

民生局こども育 民生局こども育成部幼児児童施設課
成部幼児児童施 主管の使用料
設課

民生局こども家 民生局こども家庭支援センターこ
庭支援センター ども家庭支援課主管の使用料、手数料
こども家庭支援 課 その他の諸収入

「民生局福祉こど 民生局福祉こども部地域福祉課主管
も部地域福祉課 の諸収入
民生局福祉こど 民生局福祉こども部福祉施設課主管
も部福祉施設課 の使用料その他の諸収入

民生局福祉こど 介護保険料、事故賠償金、不正利得
も部介護保険課 返還金及び不当利得返還金

民生局福祉こど 民生局福祉こども部子育て支援課主
も部子育て支援 管の負担金、使用料その他の諸収入
課

民生局地域支援 民生局地域支援部市民生活課主管の
部市民生活課 諸収入

に、

を

<p>民生局地域支援部地域コミュニティ支援課 民生局地域支援部窓口サービス課 民生局健康部健康総務課 民生局健康部健康増進課 民生局健康部健康保険課 民生局子ども家庭支援センター子ども給付課 環境政策部公園管理課 環境政策部公園建設課 資源循環部廃棄物対策課 資源循環部資源循環施設課 資源循環部広域処理センター 資源循環部資源循環久里浜事務所 都市部市営住宅課 都市部建築指導課 土木部土木計画課 土木部道路管理課 環境部廃棄物対策課 環境部環境施設課 環境部広域処理センター 都市部市営住宅課 都市部建築指導課 建設部土木計画課 建設部土木用地課 建設部公園管理課 建設部公園建設課</p>	<p>民生局地域支援部地域コミュニティ支援課主管の諸収入 諸税金、使用料、手数料、物品売払に、代その他の諸収入 民生局健康部健康総務課主管の使用料、手数料その他の諸収入 民生局健康部健康増進課主管の諸収入 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料並びに国民健康保険の一部負担金、事故賠償金、不正利得返還金及び不当利得返還金 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金及び民生局子ども家庭支援センター子ども給付課主管の手数料その他の諸収入 都市公園内の土地及び施設等の使用料並びに有料公園の入園料 公園墓地の使用料及び管理料その他の諸収入 廃棄物処理手数料 廃棄物処理手数料及び物品売払代 廃棄物処理手数料 廃棄物処理手数料 市営住宅使用料及び賃地料その他の諸収入 総務部総務課主管の手数料並びに都市部都市計画課、市営住宅課、開発指導課及び建築指導課主管の手数料その他の諸収入 放置自転車等の移動費用 土木部道路管理課主管の手数料その他の諸収入 廃棄物処理手数料 廃棄物処理手数料及び物品売払代 廃棄物処理手数料その他の諸収入 市営住宅使用料及び賃地料その他の諸収入 総務部総務課主管の手数料並びに都市部都市計画課、都市部市営住宅課、都市部開発指導課及び都市部建築指導課主管の手数料その他の諸収入 放置自転車等の移動費用 建設部土木用地課主管の手数料その他の諸収入 都市公園内の土地及び施設等の使用料並びに有料公園の入園料 公園墓地の使用料及び管理料その他の諸収入</p>	<p>画課」を「建設部港湾企画課」に改め、同表みなど振興部港湾管理課の項中「みなど振興部港湾管理課」を「建設部港湾管理課」に改め、同表中 「保健所健康づくり課 総務部総務課主管の手数料並びに保健所健康づくり課及び保健所生活衛生課主管の使用料、手数料その他の諸収入」を 「保健所企画課 総務部総務課主管の手数料並びに健康部健康管理支援課、保健所企画課及び保健所生活衛生課主管の使用料、手数料その他の諸収入」に、 保健所健康安全科学センター 保健所健康安全科学センター主管の手数料その他の諸収入」 「自然・人文博物館博物館運営課 自然・人文博物館博物館運営課主管の展覧料、物品売払代及び諸収入 美術館美術館運営課 美術館美術館運営課主管の観覧料、を特別利用料、駐車場の使用料、物品売払代及び諸収入」 「自然・人文博物館博物館運営課 自然・人文博物館博物館運営課主管の展覧料、物品売払代及び諸収入」に改め、同条第2項中「会計課にあっては、会計課長」を「当該組織に属する事務のうち、担当課長が担当する事務にあっては当該担当課長、会計課にあっては会計課長」に改め、同条第3項本文中「市民部窓口サービス課」を「民生局地域支援部窓口サービス課」に、「土木部道路管理課」を「建設部土木用地課」に改める。 別表第1の19負担金、補助及び交付金の項中「出席負担金」の次に「、研修に伴う負担金」を加える。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 ~~~~~ 横須賀市規則第17号 金銭登録機収納規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和4年4月1日 横須賀市長 上 地 克 明 金銭登録機収納規則の一部を改正する規則 金銭登録機収納規則（昭和43年横須賀市規則第36号）の一部を次のように改正する。 第2条第2号中「土木部道路管理課」を「建設部土木用地課」に改め、同条第3号中「土木部道路管理課主管」を「建設部土木用地課主管」に改め、同条第4号中「市民部窓口サービス課主管」を「民生局地域支援部窓口サービス課主管」に改め、同条第6号中「保健所健康づくり課主管」を「民生局健康部健康管理支援課主管」に改め、同条第9号を同条第10号とし、同条第8号中「資源循環部広域処理センター及び資源循環久里浜事務所」を「環境部広域処理センター」に、「広域処理センターにあっては、許可業者等以外」を「継続的事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者等以外」に改め、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。 (7) 保健所企画課主管の手数料 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 ~~~~~ 横須賀市規則第18号 契約規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和4年4月1日 横須賀市長 上 地 克 明 契約規則の一部を改正する規則 契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）の一部を次のように改正する。</p>
---	---	--

第50条第1項前段中「違約金()」の次に「第44条の2第2項第9号又は第11号の規定により契約が解除された場合における」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第19号

契約履行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

契約履行規則の一部を改正する規則

契約履行規則(平成19年横須賀市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号カ中「教育機関」の次に「(横須賀美術館を除く。)」を加え、「美術館にあっては美術館運営課長」を削る。

第87条に次の1項を加える。

2 第7号様式から第10号様式まで、第18号様式、第19号様式及び第23号様式から第28号様式までの規定は、契約規則第26条第3項に規定する電子契約については、適用しない。

第3号様式及び第6号様式中「横須賀市長

〇)を「横須賀市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第20号

工事等検査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

工事等検査規則の一部を改正する規則

工事等検査規則(平成19年横須賀市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 工事系委託 主たる業務が地質調査、測量、土木設計、建築設計又は工事施行監理の業務委託をいう。
- (3) 工事等 工事及び工事系委託をいう。
- (4) 契約者 市が締結する工事等の契約の相手方をいう。
- (5) 契約者等 契約者又は契約者の建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第3条に規定する使用人をいう。

第3条中「財務部技術管理課」を「建設部土木計画課」に改める。

第4条第1項第4号中「請負者又は受託者(以下「契約者」という。)の同意を得て」を「契約者の同意を得た上で」に改める。

第5条第1項本文中「財務部技術管理課長(以下「技術管理課長」を「建設部土木計画課長(以下「土木計画課長」に改める。

第6条第1項前段中「主管課長」を「工事等主管課長」に、「締結する」を「締結した」に、「技術管理課長」を「土木計画課長」に改め、同条第2項中「技術管理課長」を「土木計画課長」に、「主管課長」を「工事等主管課長」に改める。

第8条第1項中「契約者又はその使用人」を「契約者等」に、「主管課長等」を「工事等主管課長」に改める。

第9条中「技術管理課長」を「土木計画課長」に改め、同条第1号中「契約者又はその使用人」を「契約者等」に改める。

第10条第1項中「技術管理課長」を「土木計画課長」に改め、同条第2項中「技術管理課長」を「土木計画課長」に、「主管課長」を「工事等主管課長」に改め、同条第3項中「主管課長」を「工事等主管課長」に改め、同条第4項中「主管課長」を「工事等主管課長」に、「技術管理課長」を「土木計画課長」に改め、同条第5項及び第6項中「技術管理課長」を「土木計画課長」に改め、同条第7項本文中「技術管理課長」を「土木計画課長」に改め、「契約履行規則(平成19年横須賀市規則第23号)第2条第3号に規定する」を削る。

第11条後段中「技術管理課長」を「土木計画課長」に改める。

第12条第1項中「技術管理課長」を「土木計画課長」に改め、同条第2項第1号中「契約者」を「契約者等」に改め、同条第3項中「技術管理課長」を「土木計画課長」に改める。

第13条中「技術管理課長」を「土木計画課長」に改める。

第14条の見出しを「(土木計画課長の助言)」に改め、同条中「技術管理課長」を「土木計画課長」に、「主管課長等」を「工事等主管課長」に改める。

第1号様式甲中「(しゅん工)」を「(完成)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第21号

横須賀市病院事業財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市病院事業財務規則の一部を改正する規則

横須賀市病院事業財務規則(昭和43年横須賀市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「次に掲げるとおり」を「かながわ信用金庫」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第22号

公有財産規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則(昭和46年横須賀市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「環境政策部又は土木部」を「建設部」に改める。

第3条第1項中「環境政策部長又は土木部長」を「建設部長又はみどり政策担当部長」に改める。

第4条第1号中「環境政策部又は土木部」を「建設部」に改める。

第5条第1項ただし書中「環境政策部長又は土木部長」を「建設部長又はみどり政策担当部長」に改める。

第11条本文中「手続き」を「手続」に改める。

第33条中「公有財産使用者等変更申請書」を「速やかに公有財産使用者等変更届」に、「提出して承認を受けなければならない」を「提出しなければならない」に改め、同条第1号中「その名義」を変更しようとする」を「所在地、名称又は代表者の氏名」を変更した」に改め、同条第2号中「承継しようとする」を「承継した」に改める。

第51条第1項中「譲渡又は」を「譲渡し、又は」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、譲受人等が国又は他の地方公共団体その他公共団体である場合は、この限りでない。

第51条第3項前段を次のように改める。

前2項の規定により当該財産の所有権が移転した場合であって、当該所有権の移転が法令の定めるところにより登記の嘱託の手續を要するものであるときは、市長は、速やかにその手續を行うものとする。

第59条第1項及び第63条第1項中「環境政策部長及び土木部長」を「建設部長及びみどり政策担当部長」に改める。

第10号様式中「公有財産使用者等変更申請書」を「公有財産使用者等変更届」に改める。

第13号様式中「売払等希望価格」を「売払(交換)価格」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第23号

庁舎管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

庁舎管理規則の一部を改正する規則

庁舎管理規則（平成20年横須賀市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号及び同条第2項の表資源循環久里浜事務所の項中「資源循環久里浜事務所」を「久里浜収集事務所」に改める。

別表本庁舎 職員厚生会館の項中「本庁舎 職員厚生会館」を「本庁舎」に改め、同表はぐくみかんの項中「こども育成部長」を「こども家庭支援センター長」に改め、同表教育機関（学校を除く。）の庁舎の項中「学校」の次に「及び横須賀美術館」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第24号

文化会館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

文化会館条例施行規則（昭和40年横須賀市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表に次のように加える。

会議室	プロジェクター	1台	200
-----	---------	----	-----

別表第1項の表備考に関する部分に次の1号を加える。

(3) 会議室の会館附属設備の使用料の単位は、1時間の使用を1回とする。

別表第2項の表に次のように加える。

談話室	プロジェクター	1台	200
-----	---------	----	-----

別表第2項の表備考に関する部分に次の1号を加える。

(3) 談話室の会館附属設備の使用料の単位は、1時間の使用を1回とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第25号

美術館条例施行規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

美術館条例施行規則

（休館日、開館時間等の変更）

第1条 美術館条例（平成18年横須賀市条例第35号。以下「条例」という。）第3条第2項に規定する特に必要があると認めるとき及び条例第4条ただし書に規定する特別の理由があると認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 美術館の施設の維持管理に係る行為を行うとき。
- (2) 美術館に展示する美術作品又は美術に関する資料（以下「美術作品等」という。）の展示替えを行うとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

（観覧の手続）

第2条 市長は、条例第5条の規定による観覧料の手続を経た者に対して、観覧券を交付するものとする。

2 前項の規定により観覧券の交付を受けた者がその日に再入館する場合は、美術館の入口において前項の観覧券を提示するものとする。

（使用の手続）

第3条 市長は、駐車場を使用しようとする者が駐車場に入場する際に、駐車券を交付するものとする。

2 前項の駐車券の交付を受けた者は、駐車場を使用した後、駐車場を出場する際に当該駐車券に使用料を添えて、提出しなければならない。

（高校生）

第4条 条例別表第1項の表に規定する高校生とは、次項に規定する高校に在学する者をいう。

2 条例別表第1項の表備考に関する部分第2項第3号に規定する高校とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校
- (2) 法第1条に規定する中等教育学校の後期課程
- (3) 法第1条に規定する高等専門学校
- (4) 法第1条に規定する特別支援学校の高等部
- (5) 法第124条に規定する専修学校の高等課程
- (6) 法第134条に規定する各種学校のうち高等学校に相当するもの
- (7) その他高等学校に相当する教育施設

（大学生）

第5条 条例別表第1項の表に規定する大学生とは、法第1条に規定する大学、法第124条に規定する専修学校（高等課程を除く。）、法第134条に規定する各種学校（高等学校に相当するものを除く。）又はこれらに相当する教育施設に在学する者をいう。

（障害者）

第6条 条例別表第1項の表備考に関する部分第2項第1号に規定する規則で定める障害者は、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発見第156号）の規定による療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

（観覧料及び使用料の減免）

第7条 条例第5条第6項に規定する特別の理由があると認めるとき及び減免の割合又は額は、次のとおりとする。

- (1) 学校等（次に掲げるものをいう。以下同じ。）の職員又はこれに準ずる者が当該学校等の教育活動として当該学校等に在学し、又は在籍する者を引率して観覧するとき 観覧料及び使用料の10割
- ア 法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園又はこれらに相当する教育施設
- イ 法第1条に規定する中等教育学校の前期課程
- ウ 法第1条に規定する特別支援学校の小学部、中学部又は幼稚部
- エ 本市の区域内に存する第4条第2項に規定する高校
- オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

- (2) 前条各号のいずれかに該当する者が駐車場を使用するとき 使用料の10割
- (3) 観覧券の交付を受けた者（前条各号のいずれかに該当する者を除く。）が駐車場を使用するとき
- ア 普通自動車 320円
- イ 自動二輪車及び原動機付自転車 使用料の10割

- (4) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が定める割合（観覧料及び使用料の減免手続）

第8条 条例第5条第6項の規定による観覧料の減免を受けようとする者は、観覧料減免申請書（第1号様式）に減免の理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第5条第6項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（第2号様式）に減免の理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、前条第2号の場合にあっては身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示をもって、前条第3号の場合にあっては当該駐車場を使用する日付けの観覧券の提示をもって前項の申請書の提出に代え

ることができる。

- 4 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合において、観覧料の減免を決定したときは、観覧料減免決定通知書（第3号様式）を交付するものとする。
- 5 市長は、第2項の規定による申請を受けた場合において、使用料の減免を決定したときは、使用料減免決定通知書（第4号様式）を交付するものとする。
- 6 市長は、第3項の提示を受けたときは、減免決定の旨を口頭により伝えるものとする。
- 7 前各項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、観覧料及び使用料の減免に係る手続の一部を省略することができる。

（特別利用の許可手続）

第9条 条例第6条第1項の規定により美術作品等の特別利用の許可を受けようとする者は、特別利用許可申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、特別利用をしようとする美術作品等が寄託されたものであるときは当該寄託者の同意を得たことを証する書面を、他に著作権者があるものであるときは当該著作権者の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、特別利用を許可したときは、特別利用許可決定通知書（第6号様式）を交付するものとする。

（特別利用料の減免）

第10条 条例第7条第3項に規定する特別の理由があると認めるとき及び減免割合は、次のとおりとする。

- (1) 当該特別利用が美術館の広報に資するとき 10割
- (2) 教育活動又は学術研究を目的として写真の原板又は電磁的記録を使用するとき 10割
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が定める割合

（特別利用料の減免手続）

第11条 条例第7条第3項の規定による特別利用料の減免を受けようとする者は、特別利用料減免申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、特別利用料の減免を決定したときは、特別利用料減免決定通知書（第8号様式）を交付するものとする。

（観覧料及び特別利用料の還付手続）

第12条 条例第8条ただし書の規定による観覧料又は特別利用料の還付を受けようとする者は、観覧料については観覧券を、特別利用料については特別利用許可決定通知書を市長に提示しなければならない。

（行為の禁止）

第13条 条例第9条第2号に規定するその他市長において管理上支障があると認める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 所定の場所以外の場所における飲食、喫煙又は火気の使用
- (2) 所定の場所以外の場所における動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）の類の携帯
- (3) 美術作品等に触れる行為（市長の許可を受けたときを除く。）
- (4) 美術作品等の近くでのインク等の使用（市長の許可を受けたときを除く。）
- (5) 展示室内でのフラッシュによる撮影
- (6) その他管理上支障があると認められる行為

（寄託）

第14条 市長は、美術作品等の寄託を受けることができる。

- 2 市長に美術作品等を寄託しようとする者は、寄託申込書（第9号様式）に当該美術作品等の内容を説明する書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申込みによる寄託を受けたときは、受託証（第10号様式）を交付するものとする。
- 4 寄託品の寄託の条件、内容及び期間は、市長が寄託をしようとする者と協議して定める。ただし、寄託の期間については、最長2年間とする。

5 寄託した者が寄託の期間を更新しようとするときは、寄託期間終了の15日前までに寄託申込書を市長に提出しなければならない。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による寄託の期間の更新について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第8条第1項関係）

観覧料減免申請書

年 月 日	
（あて先）横須賀市長	
	住所 申請者 氏名 電話
観覧の日時	
観覧する人数	団 体
	個 人
減免の理由	
添付書類	
（事務処理欄）	

第2号様式（第8条第2項関係）

使用料減免申請書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 申請者 氏名 電話	
使用の日時	
使用する車の 車種及び台数	普通自動車
	自動二輪車又は 原動機付自転車
	上記以外の自動車
減免の理由	
添付書類	
(事務処理欄)	

第4号様式（第8条第5項関係）

使用料減免決定通知書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
使用の日時	
使用する車の 車種及び台数	普通自動車
	自動二輪車又は 原動機付自転車
	上記以外の自動車
使用料の額	
減免額	
差引納付額	
備 考	

第3号様式（第8条第4項関係）

観覧料減免決定通知書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
観覧の日時	
観覧する人数	団 体
	個 人
観覧料の額	
減免額	
差引納付額	
備 考	

第5号様式（第9条第1項関係）

特別利用許可申請書

年 月 日			
(あて先) 横須賀市長			
住所 申請者 氏名 電話			
特別利用の目的			
特別利用の日時又は 期間			
特別利用をする人数			
責任者の氏名			
美術作品等	名 称 等	点数	特別利用の区分
(事務処理欄)			

第6号様式（第9条第2項関係）

特別利用許可決定通知書

第 号 年 月 日			
様			
横須賀市長 印			
特別利用の目的			
特別利用の日時又は期間			
特別利用をする人数			
責任者の氏名			
美術作品等	名称等	点数	特別利用の区分
特別利用料			
条 件			

第8号様式（第11条第2項関係）

特別利用料減免決定通知書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
特別利用の日時又は期間	
特別利用をする人数	
特別利用料の額	
減 免 額	
差 引 納 付 額	
備 考	

第7号様式（第11条第1項関係）

特別利用料減免申請書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 申請者 氏名 電 話	
特別利用の日時又は期間	
減 免 の 理 由	
添 付 書 類	
(事務処理欄)	

第9号様式（第14条第2項関係）

寄託申込書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 申請者 氏名 電 話	
美術作品等の名称	
作 者	
数 量	
材 質 ・ 技 法	
寸 法 ・ 形 状	
附 属 品	
寄 託 期 間	
添 付 資 料	
(事務処理欄)	

第10号様式（第14条第3項関係）

受託証

年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
美術作品名等	
作 者	
数 量	
材質・技法	
寸法・形状	
附 属 品	
寄 託 期 間	
備 考	

横須賀市規則第26号

コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

コミュニティセンター条例施行規則（平成20年横須賀市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第10条ただし書」を「第13条ただし書」に改め、同条第3項中「第10条第3号」を「第13条第3号」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項及び第2項各号列記以外の部分中「第9条第3項」を「第12条第3項」に改め、同条を第4条とする。

第2条を第3条とする。

第1条第1項中「コミュニティセンター条例（平成19年横須賀市条例第58号。以下「条例」という。）第8条第1項」を「条例第11条第1項」に改め、同条を第2条とし、第1条として次の1条を加える。

（指定管理者指定申請書等）

第1条 コミュニティセンター条例（平成19年横須賀市条例第58号。以下「条例」という。）第6条第1項に規定する指定管理者指定申請書は、別記様式によらなければならない。

2 条例第6条第2項第2号に規定する規則で定める図書等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款及び法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 池上コミュニティセンターの管理に係る収支予算書及び事業計画書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前3年度の収支決算書（設立の日以後1年を超える期間を経過していない団体にあつては、設立時における収支予算書）
- (4) パンフレットその他の団体の概要を記載した書面

(5) その他市長が必要と認める書類
附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第1条第1項関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日	
（あて先）横須賀市長	
所在地	法人にあつては、主たる事務所の 所在地 名 称 代表者
事業者	
所在地	
名称	
代表者	
コミュニティセンター条例第6条第1項の規定により、池上コミュニティセンターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。	
団体の形態	
連絡先	担当者名
	電 話
（事務処理欄）	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第27号

物品会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

物品会計規則の一部を改正する規則

物品会計規則（昭和35年横須賀市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の表教育機関の組織の項中「教育機関」の次に「（横須賀美術館を除く。）」を加え、「、美術館にあつては美術館運営課長」を削る。

第18条の3中「損傷」の次に「（修理不能なものに限る。）」を加える。

第2号様式中

所 属 長 印	受 領 印	を	所 属 長 確 認	受 領 確 認
------------	-------	---	--------------	---------

に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 所属長の確認又は受領の確認をしたときは、当該確認の欄に署名又は押印をするものとする。

第4号様式中

課 長 等 印	を	課 長 等 確 認	に、
------------	---	--------------	----

借 受 人	借 受 人 確 認	を	氏 名	印	に、
-------	-----------	---	-----	---	----

「課長等印」を「課長等確認」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 課長等は、確認をしたときは、課長等確認の欄に署名又は押印をするものとする。

第5号様式中

事故の概要	(1) 亡失又は損傷の理由 (2) 事件の概要 (3) その他参考となる事項	を
会計管理者の調査事項		

事故の概要	(1) 亡失又は損傷（修理不能なものに限る。）の理由 (2) 事件の概要 (3) その他参考となる事項	に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第28号

児童福祉法施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

児童福祉法施行取扱規則の一部を改正する規則
児童福祉法施行取扱規則（平成13年横須賀市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「11人」を「10人」に改める。

第1条の3第1項中「23人」を「20人」に改め、同条第2項中「4人」を「3人」に改める。

第2条の4第1項中「第25条の15各号」を「第18条の25各号」に改める。

第2条の6第2項中「福祉事務所長が法第21条の6」を「福祉事務所長が同条」に改める。

第3条の6に後段として次のように加える。

この場合において、第2条の4中「第21条の5の11」とあるのは「第24条の5」と、同条第1項中「第18条の25各号」とあるのは「第25条の15各号」と読み替えるものとする。

第1号様式（表）中

性別	生年 月日					を
----	----------	--	--	--	--	---

生年 月日						に改める。
----------	--	--	--	--	--	-------

第1号様式の2中

生年月日		性 別				を
------	--	-----	--	--	--	---

生年月日						に改
------	--	--	--	--	--	----

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第29号

教育・保育施設等の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

教育・保育施設等の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則

教育・保育施設等の利用者負担額に関する規則（平成27年横須賀市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第4条第2号」を「第4条第1項第2号」に改める。

第4条第5号中「第45条」を「第45条第2項」に改める。

第5条中「小学校就学前子どもが」を「子どもが」に改め、「、最年長者である小学校就学前子ども（複数いるときは、そのうちの1人）が次の各号のいずれかに該当する場合であつて」を削り、同条各号を削る。

別表備考に関する部分中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第30号

療育給付等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

療育給付等に関する規則の一部を改正する規則

療育給付等に関する規則（平成13年横須賀市規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表備考に関する部分中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を削り、第7項を第5項とし、第8項を第6項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第31号

横須賀市介護保険条例等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市介護保険条例等施行取扱規則の一部を改正する規則

横須賀市介護保険条例等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第30条中「民生局福祉部介護保険課」を「民生局福祉こども部介護保険課」に改める。

附則第4項中「令和3年度分」の次に「及び令和4年度分」を加え、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第32号

スポーツ推進委員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

スポーツ推進委員規則の一部を改正する規則

スポーツ推進委員規則（平成29年横須賀市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「その他スポーツ」を「前3号に掲げるもののほか、スポーツ」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 行政機関、学校等の教育機関又は地域団体が行うスポーツに関する行事又は事業に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第33号

保健センター条例施行規則を次のように定める。
令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

保健センター条例施行規則

保健センター条例（平成17年横須賀市条例第32号）第8条第3項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

使 用 料 減 免 申 請 書

年 月 日	
（あて先）横須賀市長	
住 所	
申請者 氏 名	
生年月日	
使用料の減免について申請します。また、市長が、使用料の減免の決定のための審査に必要な申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の市税等に関する事項を調査することについて同意します。	
健康診査等の種類	
減 免 額	
理 由	
（事務処理欄）	

横須賀市規則第34号

感染症入院患者の費用負担に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

感染症入院患者の費用負担に関する規則の一部を改正する規則

感染症入院患者の費用負担に関する規則（平成28年横須賀市規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表備考に関する部分第2項第3号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第35号

横須賀市環境マネジメントシステム規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市環境マネジメントシステム規則の一部を改正する規則

横須賀市環境マネジメントシステム規則（平成19年横須賀市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「魅力ある環境を守り、育み、未来へつなぐ持続可能な」を「人と自然のやさしさが調和した環境を未来へつなぐ」に改める。

第2条第1号を削り、同条第2号中「環境方針、事務事業」を「事務事業」に改め、同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条の次に次の1号を加える。

(3) 事務事業を実施するに当たっては、環境基本条例（平成8年横須賀市条例第26号）及び地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例（令和3年横須賀市条例第59号）に規定する基本理念、基本方針等に基づき、継続的な環境の保全及び改善に関する取組みを行う。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第2項中「環境政策部」を「環境部」に改め、同条第3項中「次の各号」を「次」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第5条第2項各号列記以外の部分中「環境政策部長」を「環境部長」に改め、「の各号」を削る。

第7条第2項中「の各号」を削る。

第8条第1項中「環境政策部」を「環境部」に改める。

第9条第2項各号列記以外の部分中「環境政策部環境企画課長」を「環境部ゼロカーボン推進課長」に改め、「の各号」を削り、同条第3項中「環境政策部環境企画課」を「環境部ゼロカーボン推進課」に改める。

第10条の見出しを「（目標等の公表）」に改め、同条中「環境方針」を削る。

第11条中「環境政策部環境企画課」を「環境部ゼロカーボン推進課」に改める。

別表第2児童相談所の項を削り、同表教育機関の組織の項中「教育機関」の次に「（横須賀美術館を除く。）」を加え、「、美術館にあっては美術館運営課長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第36号

自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

自転車等の放置防止に関する条例施行規則（平成4年横須賀市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる許可を受けようとするときは、当該各号に定める書類を提示しなければならない。

(1) 市内に該当する者の定期使用の許可 運転免許証、学生証その他市内に該当する者であることを証する書類

(2) 学生の定期使用の許可 学生証

第12条を削り、第13条本文中「普通自動2輪車」を「普通自動二輪車」に改め、同条を第12条とする。

第14条を第13条とし、第15条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

第2号様式から第4号様式までの規定中「普通自動2輪車」を「普通自動二輪車」に改める。

附 則

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第13条本文の改正規定及び第2号様式から第4号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の自転車等の放置防止に関する条例施行規則の規定で定めるところによる使用の許可に係る手続その他の必要な準備行為は、この規則の施行の前に行うことができる。

横須賀市規則第37号

港湾緑地条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

港湾緑地条例施行規則の一部を改正する規則

港湾緑地条例施行規則（平成4年横須賀市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（使用料の規定の準用）

第5条 前条の規定は、条例第4条第2項の規定により駐車場の使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる場合について準用する。

第3号様式中「（第6条第3項関係）」を「（第7条第3項関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第38号

市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

市営住宅条例施行規則（平成10年横須賀市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「市長が特に必要があると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 現に市営住宅に入居している者が、当該市営住宅の廃止、建替え等の事由により他の市営住宅へ移転しようとするとき。
- (2) 市営住宅に入居しようとする者が、過去の入居申込みの件数等を勘案して市長が指定する市営住宅への入居を希望するとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

第4条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 市営住宅に入居の申込みを行おうとする者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、現に市営住宅に入居している者又は過去において市営住宅に入居し、居住し、若しくは占有していた者である場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

- ア 現に当該市営住宅の家賃を滞納していないこと。
- イ 当該市営住宅に係る損害金が発生したときにあっては、当該損害金について支払済みであること。

第4条第2項に次の1号を加える。

- (4) 市営住宅に入居の申込みを行おうとする者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、条例の規定によらずに現に市営住宅に居住し、又は占有している者及び条例第40条第1項第1号に該当する者のいずれにも該当しないこと。

第11条中「第12条第4項」を「第12条第3項」に改める。

第20条第3項中「前項各号」を「前項第1号から第6号まで及び第8号」に改める。

第21条第1項中「14日以内」を「3月以内（市長が特別の理由があると認める場合にあっては、相当の期間）」に改める。

別表第1平作ハイムの項中「平作8丁目17番地」を「平作8丁目17番」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第39号

横須賀市空き家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市空き家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成24年横須賀市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条各号列記以外の部分中「条例」を「横須賀市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年横須賀市条例第42号）」に改め、同条を第1条とし、第3条を第2条とする。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第40号

横須賀市景観条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市景観条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市景観条例施行規則（平成16年横須賀市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第17条を削り、第18条を第17条とし、第19条を第18条とする。

第26号様式を次のように改める。

第26号様式 削除

第27号様式中「（第18条第1項関係）」を「（第17条第1項関係）」に改める。

第28号様式中「（第18条第2項関係）」を「（第17条第2項関係）」に改める。

第29号様式中「（第18条第5項関係）」を「（第17条第5項関係）」に改める。

第30号様式中「（第19条第1項関係）」を「（第18条第1項関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第41号

横須賀市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市屋外広告物条例施行規則（平成13年横須賀市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 当該広告物等を表示し、又は設置する場所（当該広告物が投影広告物である場合にあっては、当該投影広告物を投影するために用いる機器及びそれに付加されたもの（以下「投影機」という。）を取り付ける建築物等又は場所を含む。）が他人の所有又は管理に属する場合にあっては、当該所有者又は管理者の承諾書、許可書等

第2条の2の次に次の1条を加える。

（適用除外の届出）
第2条の3 条例第10条第4項第3号の規定による届出は、屋外広告物表示・設置届（第4号様式の3）によらなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該投影広告物及び投影機に関し、次に掲げる事項を記載した仕様書及び図面又はこれに代わるもの

- ア 形状
- イ 寸法
- ウ 構造
- エ 表示する位置（投影機にあっては、取付位置）
- オ 表示する内容（投影広告物に限る。）

- (2) 当該投影広告物の表示場所及び当該投影機の取付場所に

係る案内図

- (3) 当該投影広告物等を表示し、又は当該投影機を取り付ける建築物等又は場所が他人の所有又は管理に属する場合には、当該所有者又は管理者の承諾書、許可書等
- (4) 条例第28条第1項に規定する講習会修了者等の資格を有することを証する書類の写し（当該投影広告物の表示又は当該投影機の取付けにより、当該投影広告物が特定屋外広告物に該当することとなる場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類
第4条第2項第3号を次のように改める。
- (3) 当該広告物等を表示し、又は設置する場所（当該広告物が投影広告物である場合には、当該投影機を取り付ける建築物等又は場所を含む。）が他人の所有又は管理に属する場合には、当該所有者又は管理者の承諾書、許可書等
第5条第2項第2号を次のように改める。
- (2) 変更後の当該広告物等を表示し、又は設置する場所（当該広告物が投影広告物である場合には、当該投影機を取り付ける建築物等又は場所を含む。）が他人の所有又は管理に属する場合には、当該所有者又は管理者の承諾書、許可書等
第4号様式の2の次に次の2様式を加える。

第4号様式の3（表）（第2条の3第1項関係）

屋外広告物表示・設置届

	年 月 日
<p>（あて先）横須賀市長</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p> <p>届出者 { 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 }</p> <p style="text-align: right;">電話</p>	
表示（設置）場所	
地域の種別	
表示（設置）期間	
広告主	
管理者	
特定屋外広告物安全管理者	
その他の許可等	
屋外広告物の面積	
表示の目的	

第4号様式の3（裏）

公益事業等の名称及び概要	
企業広告等の占める割合	
表示時間	
備考	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第42号

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

火災予防条例施行規則（昭和45年横須賀市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、消防長が火災予防上同表に掲げるとおりの標識等と同等以上の効果があると認める標識等による場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第43号

消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則

消防法等施行取扱規則（昭和35年横須賀市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和36年自治省令第6号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第3条を次のように改める。

（防火対象物特例認定申請）

第3条 法第8条の2の3第2項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める事項を記載した書類のうち省令第4条の2の8第3項第2号（省令第51条の16第2項において準用する場合を含む。）に掲げる市町村長が定める事項を記載した書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該防火対象物の登記事項証明書、賃貸借契約書又は営業許可証若しくは過去3年間に公的機関に提出した書類若しくは公的機関が証明した書類。ただし、当該防火対象物の管理を開始した日を確認できる場合は、この限りでない。
- (2) 過去3年度の法第8条の2の2第1項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）の規定による点検の結果についての報告書（法第8条の2の3第1項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた防火対象物にあっては、当該認定を証する書類）
- (3) 申請者の管理についての権原の範囲を示す書類（その管

理について権原が分かれている防火対象物に限る。)
 (4) その他消防長が必要と認める書類
 第16条第1項、第17条第1項、第18条並びに第19条第1項各号列記以外の部分及び第2項中「消防法施行規則」を「省令」に改める。

第6号様式及び第6号様式の2中「(第5条第3項関係)」を「(第5条関係)」に改める。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
**横須賀市規則第44号**

消防団条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

消防団条例施行規則の一部を改正する規則

消防団条例施行規則(昭和39年横須賀市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「分団」を「消防団本部及び分団」に改め、同条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

第1条の2第1項中「消防団」を「消防団本部」に、「女性消防隊」を「女性消防隊」に改める。

第3条中「及び分団」を削る。

第5条第2項中「署長(音楽隊にあっては、消防団長)」を「消防団長」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

団員は、災害、警戒、訓練等(音楽隊員にあっては、演奏活動を含む。)に出動した場合は、災害等出場報告書(別記様式)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)により、消防長に報告しなければならない。

第7条の見出しを「(報酬等の支給方法)」に改め、同条第1項本文中「第14条第1項」を「第14条第2項」に、「報酬」を「年額報酬」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法について必要な事項は、別に定める。

第8条第2項中「紛失又は」を「亡失し、又は」に改める。

第9条第1項本文中「次」を「別表第2」に改め、同項の表を削り、同条第2項本文中「次」を「別表第3」に改め、同項の表を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第12条の見出しを「(任用等の特例)」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第16条に規定する規則で定める消防団員は、音楽隊員とし、その者に支給する年額報酬及び費用弁償の額は、別表第4及び別表第5に掲げるとおりとする。

第12条第2項前段中「及び第2号」を削り、同項後段中「同条第1号」を「同号」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の4表を加える。

別表第2(第9条第1項関係)

| 貸 与 品         |              | 数 量 | 貸与期間 |
|---------------|--------------|-----|------|
| 制 帽           | 冬 期 用        | 1   | 9年   |
|               | 夏 期 用        | 1   | 7年   |
| ア ポ ロ キ ャ ッ プ |              | 1   | 2年   |
| 安 全 帽         |              | 1   | 10年  |
| 防 火 帽         |              | 1   | 10年  |
| 制 服           | 冬期用(ベルトを含む。) | 1   | 9年   |
|               | 夏期用(上衣に限る。)  | 1   | 4年   |

|                |   |     |
|----------------|---|-----|
| 活動服(ベルトを含む。)   | 1 | 5年  |
| 防 火 衣          | 1 | 10年 |
| 外 とう ( 防 寒 衣 ) | 1 | 9年  |
| 雨 衣            | 1 | 6年  |
| 靴 ( ゴ ム 長 靴 )  | 1 | 6年  |
| 編 上 靴          | 1 | 6年  |
| ネ ク タ イ        | 1 | 9年  |
| 防 火 手 袋        | 1 | 4年  |
| 白 手 袋          | 1 | 3年  |
| 階 級 章          | 1 | 永年  |

備考

- 1 特に必要があると認める場合は、貸与期間を伸縮することができる。
- 2 冬期用とは、10月1日から翌年5月末日までに着用するものをいい、夏期用とは、6月1日から9月末日までに着用するものをいう。ただし、必要があると認めるときは、期間を変更することができる(別表第3において同じ。)
- 3 安全帽、防火帽及び防火衣にあっては、共用貸与とする。

別表第3(第9条第2項関係)

| 貸 与 品 |       | 数 量 |
|-------|-------|-----|
| 演 奏 帽 | 冬 期 用 | 1   |
|       | 夏 期 用 | 1   |
| 演 奏 服 | 冬 期 用 | 1   |
|       | 夏 期 用 | 1   |

別表第4(第12条第1項関係)

| 区 分             | 報 酬 額      |
|-----------------|------------|
| 音 楽 隊 長         | 年額 34,000円 |
| 音 楽 副 隊 長       | 年額 28,000円 |
| 音 楽 隊 班 長       | 年額 20,000円 |
| そ の 他 の 音 楽 隊 員 | 年額 19,000円 |

別表第5(第12条第1項関係)

| 区 分     | 費用弁償の額<br>(1回当たり) |
|---------|-------------------|
| 演 奏 広 報 | 2,500円            |
| 事 前 訓 練 | 1,250円            |

別記様式中

「日 時 」を

「日 時  活動時間  ~ 」に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
横須賀市規則第45号

横須賀市給食条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市給食条例施行規則の一部を改正する規則
横須賀市給食条例施行規則（平成30年横須賀市規則第59号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「164日」を「180日」に、「148日」を「163日」に改める。

第5条の前の見出し及び同条を削る。

第6条に見出しとして「（給食費の額の特例）」を付し、同条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項ただし書中「中学校にあっては5回分の給食費を9月に、6回分の給食費を10月から翌年の3月までの各月（3年生にあっては、5回分の給食費を10月から翌年の2月までの各月）に、それぞれ」を「中学校3年生にあっては、10回に分割し、4月から翌年の2月までの間に」に改め、同条を第6条とする。

第8条第2項第1号及び第2号中「食物アレルギー」を「食物アレルギー等」に改め、同項第3号中「当該月の」を削り、「受ける」を「受けない」に、「少ない」を「ある」に改め、同条第3項第2号アからウまでを次のように改める。

ア 減額の事由が前項第1号のみに該当するとき 別表第1の中欄に掲げる額から(ア)に掲げる額に(イ)に掲げる日数を乗じて得た額を減じて得た額（当該額が別表第4の中欄に掲げる額を下回る場合にあっては、別表第4の中欄に掲げる額）

(ア) 別表第1の右欄に掲げる額から別表第4の右欄に掲げる額を減じて得た額

(イ) 当該月のミルクを除いた学校給食を受ける日数

イ 減額の事由が前項第2号から第4号までのいずれかに該当するとき（ウのときを除く。） 別表第1の中欄に掲げる額から同表の右欄に掲げる額に当該月の学校給食を受けない日数を乗じて得た額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、無料）

ウ 減額の事由が前項第1号に該当し、かつ、同項第2号から第4号までのいずれかに該当するとき 別表第4の中欄に掲げる額から同表の右欄に掲げる額に当該月の学校給食を受けない日数を乗じて得た額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、無料）

第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

別表第1中「（第4条第1項関係）」を「（第4条第1項、第5条第1項、第7条第3項関係）」に改め、同表養護学校小学部及び中学部の給食費の項中「養護学校小学部及び中学部」を「養護学校」に改める。

別表第2 試食会等に参加する幼児、児童又は生徒の項中「養護学校小学部及び中学部」を「養護学校」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条第2項関係）

月 別	納 期 限
4月分	5月31日
5月分	
6月分	6月30日
7月分	7月31日
9月分	9月30日
10月分	10月31日
11月分	11月30日
12月分	12月31日
1月分	1月31日
2月分	2月28日（ <small>うるう</small> 閏年の場合は、2月29日）
3月分	3月31日

別表第4中「（第8条第3項関係）」を「（第7条第3項関

係）」に改め、同表養護学校小学部及び中学部の給食費の項中「養護学校小学部及び中学部」を「養護学校」に改める。

第1号様式中「年 月 日まで」を「中学校卒業時まで」に、

幼児・児童・生徒氏名		を
------------	--	---

幼児・児童・生徒氏名	フリガナ	に
------------	------	---

改める。

第2号様式中「（第8条第1項関係）」を「（第7条第1項関係）」に、「第8条第1項の」を「第7条第1項の」に、

幼児・児童・生徒氏名		を
------------	--	---

幼児・児童・生徒氏名	フリガナ	に
------------	------	---

に、「食物アレルギーの」を「食物アレルギー等の」に、

申請理由	1 食物アレルギー	を
	2 連続する7日間以上の欠席（内容）	
	3 その他（）	

申請理由	1 食物アレルギー等	に
	2 連続する7日間以上の欠席（内容）	
	3 その他（）	

（事務処理欄）		
---------	--	--

改める。

第3号様式中「（第8条第4項関係）」を「（第7条第4項関係）」に、「第8条第4項の」を「第7条第4項の」に、

幼児・児童・生徒氏名		を
------------	--	---

幼児・児童・生徒氏名	フリガナ	に
------------	------	---

に、

申請理由	1 食物アレルギーの治癒	を
	2 その他（）	

申請理由	1 食物アレルギーの治癒	に
	2 その他（）	

(事務処理欄)

改める。

第4号様式中「(第9条第1項関係)」を「(第8条第1項関係)」に、「第9条第1項の」を「第8条第1項の」に、

幼児・児童・生徒
氏 名

を

幼児・児童・生徒
氏名

フリガナ

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。